

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年4月10日
【計算期間】	第5期 （自 平成20年7月23日 至 平成21年1月20日）
【ファンド名】	野村ファンドラップ オルタナティブ G S グローバル・マーケット・ストラテジー
【発行者名】	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 土岐 大介
【本店の所在の場所】	東京都港区六本木六丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー
【事務連絡者氏名】	法務部 山崎 誠吾
【連絡場所】	東京都港区六本木六丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー
【電話番号】	03-6437-6000
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

本ファンドは、主として「GSグローバル・マーケット・ストラテジー・マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）への投資を通じて、株式、債券、通貨等を投資対象とした複数のロング・ショート戦略を組み合わせ、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

本ファンドは、追加型投信／内外／資産複合／特殊型（絶対収益追求型）／自動けいぞく投資専用です。詳しくは下記をご覧ください。

商品分類

■商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型 追加型	国 内 外 海 外 内 外	株 式 債 券 不動産投資 その他資産 () 資産複合	MM F MR F ET F	インデックス型 特殊型 (絶対収益追求型)

(注) 本ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。
 追加型・・・一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
 内外・・・投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
 資産複合・・・投資信託約款において、複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
 特殊型(絶対収益追求型)・・・目録見書または投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法(絶対収益追求型)の記載があるものをいいます。

■属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス	特殊型
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 () 不動産投資 その他資産 (投資信託証券(資産複合(株式、債券、通貨)資産配分変更型)) 資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型	年1回 年2回 年4回 年6回 (隔月) 年12回 (毎月) 日々 その他 ()	グローバル (日本を含む) 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング	ファミリーファンド ファンド・オブ・ファンズ	あり (部分ヘッジ) なし	日経225 TOPIX その他 ()	ブル・ベア型 条件付運用型 ロング・ショート型 絶対収益追求型 その他 ()

(注) 本ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。
 その他資産(投資信託証券(資産複合(株式、債券、通貨)資産配分変更型))・・・目録見書または投資信託約款において、投資信託証券への投資を通じて実質的に株式、債券および通貨を投資収益の主たる源泉とし、その組入比率については機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいいます。
 年2回・・・目録見書または投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。
 グローバル(日本を含む)・・・目録見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産(日本を含む)を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
 ファミリーファンド・・・目録見書または投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいいます。
 為替ヘッジあり・・・目録見書または投資信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。
 絶対収益追求型・・・絶対収益(ベンチマークに対する相対的な超過収益ではなく投資元本に対する収益)の追求を目指す運用手法をいいます。

※ 商品分類および属性区分の定義に関しては、社団法人 投資信託協会のホームページ(<http://www.taushin.or.jp>)に掲載されておりますので、ご覧ください。

また、本ファンドは、野村投資一任契約に係る契約^{*}に基づいて、野村投資一任口座の資金を運用するためのファンドです。

^{*} 当該契約については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約を使用することがあります。

本ファンドおよびマザーファンドを総称して「野村ラップGSグローバル・マーケット」または「ファンドラップGSグローバル・マーケット」ということがあります。なお、本書において、文脈により別に解すべき場合を除き、「本ファンド」にマザーファンドが含まれることがあります。

委託会社は、受託銀行（後記「(2) ファンドの仕組み 2. ファンドの関係法人 ① 委託会社および本ファンドの関係法人の名称および関係業務 c. 受託会社」に定義します。以下同じ。）と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金

を追加することができます。なお、委託会社は、受託銀行と合意のうえ、上記の限度額を変更することができるものとします。

<ファンドの特徴>

本ファンドは、野村投資一任口座の資金を運用するためのファンドです。

GS グローバル・マーケット・ストラテジー

特徴
その1

絶対収益を目指すファンド*

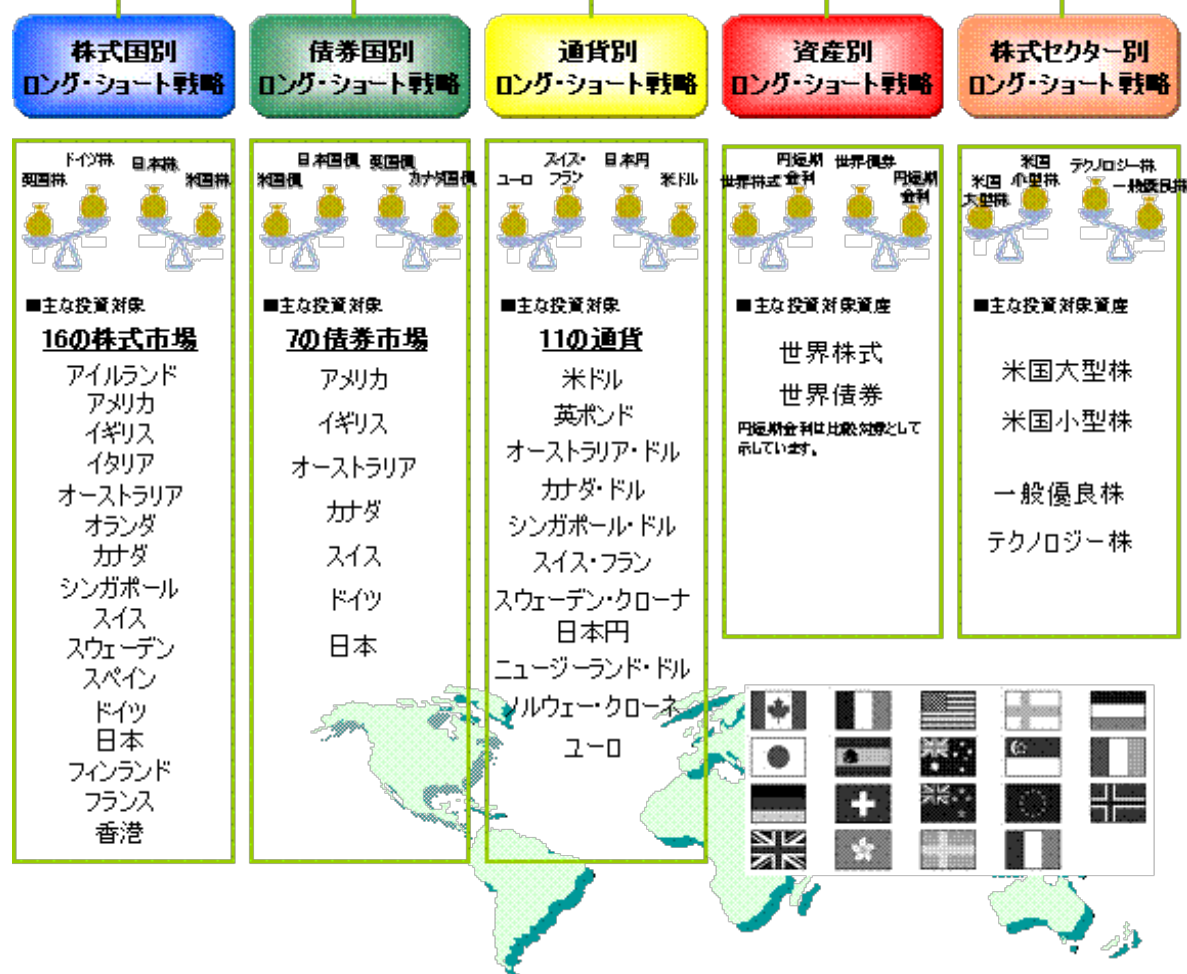
* 絶対収益とは、ベンチマークに対する相対的な超過収益ではなく投資元本に対する収益を指します。

特徴
その2

先進国の株式・債券・通貨を投資対象とし、
複数のロング・ショート戦略(買いと売りの組み合わせ)を採用

特徴
その3

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントが、世界の
様々な指標をコンピュータ・モデルで分析して運用



2009年1月末日

運用チームは運用モデルの研究・開発を継続的に行っており、随時モデルの改良が行われます。そのため、投資対象や投資戦略は随時変更されます。また、天秤を使用したイラストはイメージであり、本ファンドのポジション等を示唆するものではありません。

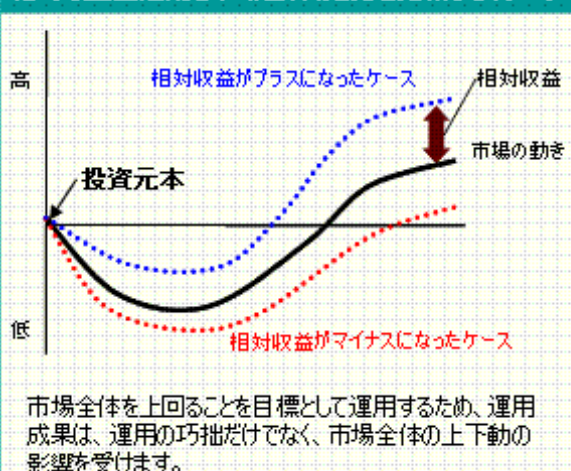
実際の運用においては、主に株式指数先物、債券先物、為替予約取引を利用してポジションを構築します。

<絶対収益型運用>

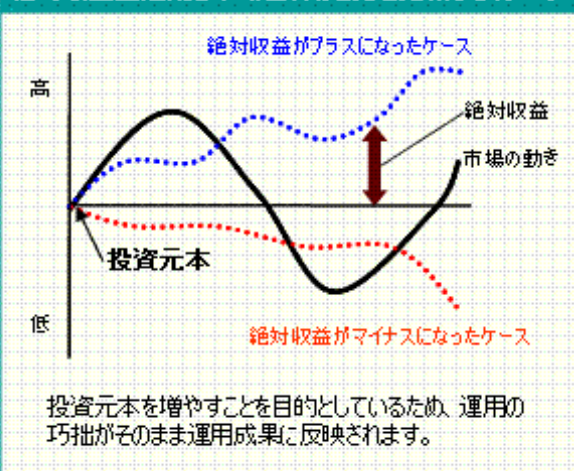
絶対収益型運用とは、「必ず収益を得る運用」という意味ではありません。

この運用は、市場の動きを上回ることが目的ではなく、投資元本に対する収益を追求することを目的としています。

相対収益型運用を市場全体の動きと比較したイメージ



絶対収益型運用を市場全体の動きと比較したイメージ



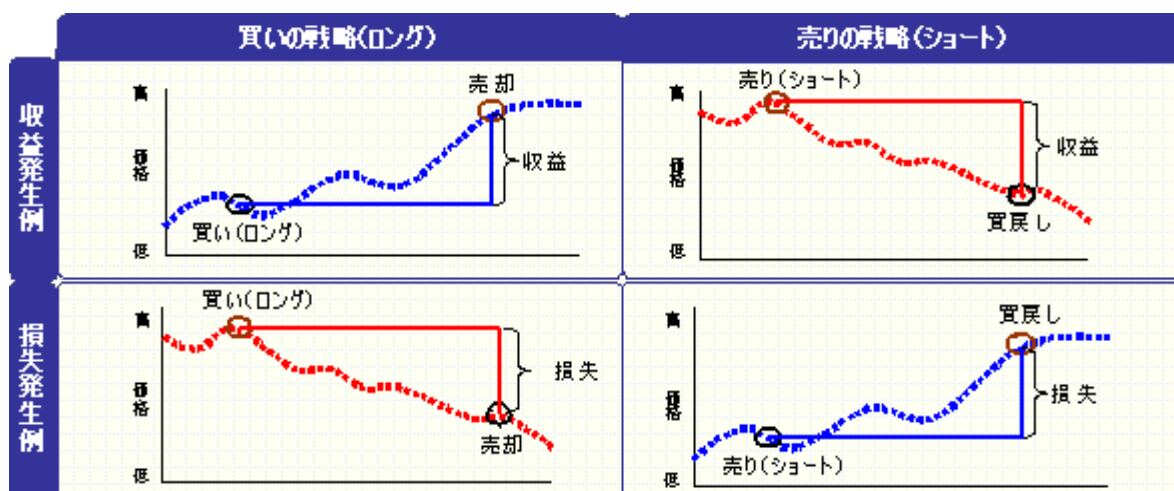
上記は、例示をもって理解を深めていただくことを目的とした概念図であり、運用の成果を保証するものではありません。本戦略がその目的を達成できる保証があるわけではありません。

本ファンドにおいては、市場の動きとは特定の市場のことを意味するものではありませんが、絶対収益型運用のイメージを説明するために例示しています。

[本ファンドの運用手法]

- 本ファンドでは、ロング・ショート戦略により絶対収益を追求します。
- 魅力的と判断した投資対象をロング（買い）します。ロングした投資対象の価格が上がれば、収益を得ることができます。逆に価格が下がると損失を被ります。
- 魅力がないと判断した投資対象をショート（売り）します。ショートした投資対象の価格が下がれば、収益を得ることができます。逆に価格が上がると損失を被ります。
- 株式、債券、通貨を対象とした複数のロング・ショート戦略に分散されたポートフォリオを構築することにより、特定の戦略からの影響を抑制しながら、投資元本の増加を目指します。

<ロング（買い）、ショート（売り）における収益および損失の発生例（概念図）>



上記は、例示をもって理解を深めていただくことを目的とした概念図であり、運用の成果を保証するものではありません。本戦略がその目的を達成できる保証があるわけではありません。

<世界の金融市場の収益機会>

世界の金融市場は、様々な理由から適正水準からかい離することがあり、長期的には適正水準に収斂していくと考えます。本ファンドではその収斂の過程を利用することで収益の獲得を目指します。

〔市場の収益機会を生み出す要因（例）〕

株式市場

一般的に投資家は自国内の株式間で割高割安を比べる傾向が強い一方で、情報・税金・取引コスト等様々な障壁があるため、国を超えて株式市場の比較をする投資家は多くないと考えられます。そのため、割安な市場が放置される傾向があります。

債券市場

債券市場には債券の実質的な割高割安に関わらず、金利収入だけを目的として債券を売買する投資家が存在し、適正水準からかい離する傾向があります。

為替市場

為替市場には、輸出入業者、中央銀行、旅行者など、為替の売買から収益を目的としない市場参加者が存在するため、適正水準よりかい離する傾向があります。

各資産市場

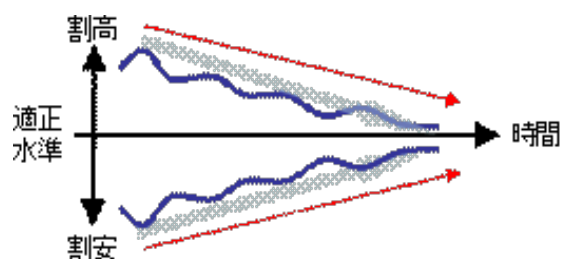
質への逃避により必要以上に株式が売られて債券に資金が流れたり、一方で市場の楽観論から必要以上に株式が買い上げられたり債券が売られることがあります。また、いわゆる小型株相場やテクノロジー株相場などのように、投資家の選好が一部の資産に偏ることがあります。

適正水準とは本ファンドが利用するモデルを用いて、一定の指標等に基づいて判断したものであり、かかる判断が正確であるという保証はありません。また、適正水準は経済情勢の変化、モデル自体の変更等によって変動します。

長期的な適正水準への収収をバリューという評価基準で、短・中期的な価格変動をモメンタムという評価基準で、世界の資本市場の収益機会を捉えることを目指します。

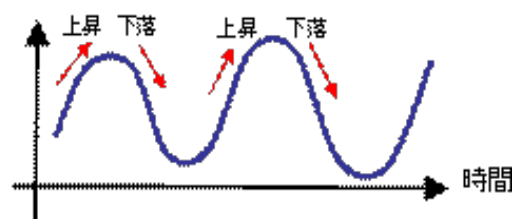
バリュー評価（割高・割安）

長期的には、資産価格は適正水準に収収していくと考え、割安と考えるものを高く評価し、割高と考えるものを低く評価します。



モメンタム評価（方向性）

短・中期的には資産価格は一定の方向性、勢いに基づいて動く傾向があると考え、資産価格の短期的な動き（上昇あるいは下落）をとらえて、上昇しているものを高く評価し、下落しているものを低く評価します。



〔評価基準における指標例〕

	バリュー（割高・割安）	モメンタム（方向性）
株式	株価収益率（PER）、株価純資産倍率（PBR）	株価指数の変化率
債券	イールド・カーブ形状（長短金利差）	国債先物価格の変化率
為替	購買力平価	為替レートの変化率

上記は、例示をもって理解を深めていただくことを目的とした概念図であり、運用の成果を保証するものではありません。

<運用のプロセス>

第1段階： 投資対象の評価（期待リターン予測とリスク推定）

「バリュエーション」、「モメンタム」といった複数の評価基準を用いて、株式、債券、為替市場のそれぞれの国・通貨を評価します。

「バリュエーション」は、投資対象の割高・割安の度合いを判断し、割安なものが割高なものよりも長期的には高い収益を上げると予想する評価基準です。

また、「モメンタム」は、投資対象の直近の価格動向をもとにその方向性を判断し、相対的に価格の上昇傾向が強いものが短期的にはより高い収益を上げ続けると予想する評価基準です。

投資対象を様々な角度から評価した上で、その最終的な期待リターンを予測します。

また、過去の投資対象の値動きから、リスクを推定します。

**第2段階： ポートフォリオ構築**

各投資対象の期待リターンや相関、推定リスクに加え、取引コストや投資制限といった要素を考慮して最適化が行われます。

これにより、事前に設定した目標リスク水準において、期待リターンが最大となるようなポートフォリオを構築することが可能になります。

・取引コストについては、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント独自の監視システムを用いてモニタリングを行い、各取引が実際の市場価格に対して与えるインパクトを分析します。

**第3段階： 取引の執行**

取引の執行（リバランス）は、およそ1ヵ月に一度の頻度で行われます。

ポートフォリオの運用においては、取引コストの低減および流動性の確保といった観点から、投資対象各国の株式指数先物、債券先物および為替予約取引を積極的に活用します。



＜ポートフォリオ構築の際に考慮される項目＞

投資対象の期待リターン - 投資対象の推定リスク - 投資対象同士の相関

取引コスト（市場インパクト） - 目標リスク水準 - 投資制限

経験豊富な多数のリーサー担当者で運用モデルの研究・開発に日々従事しており、随時モデルの改良を行っていきます。

本運用プロセスがその目的を達成できる保証があるわけではありません。今後、本運用プロセスの内容が変更されることもあります。

<（ご参考）ファンドのリスク水準について>

本ファンドは、円短期金利（1ヵ月円LIBOR）を上回るリターンを目指す一方で、目標とするリスクの水準は、超過リターンの年率標準偏差（トラッキング・エラー）で6%程度を目指します。本ファンドでは、およそ1ヵ月に一度の頻度で行われる取引の執行（リバランス）の際に、投資対象の過去のリスク、リターン、相関などを考慮して、トラッキング・エラーが年率6%程度になるようなポジションを構築します。

ただし、上記の目標値が達成されるという保証はありません。

ファンドのトラッキング・エラーとは？

ファンドの超過リターンの標準偏差のことです。

標準偏差とは、全体の結果が平均のところにとままっているか散らばっているかを表す指標です。例えば、ファンドのリターンの標準偏差が小さければ小さい程、日々のリターンは平均リターンのところにとまり、それだけリスクの小さいファンドであるということがいえます。またファンドのリターンの標準偏差が大きければ大きい程、日々のリターンは平均から散らばったものとなり、それだけリスクの大きいファンドということになります。

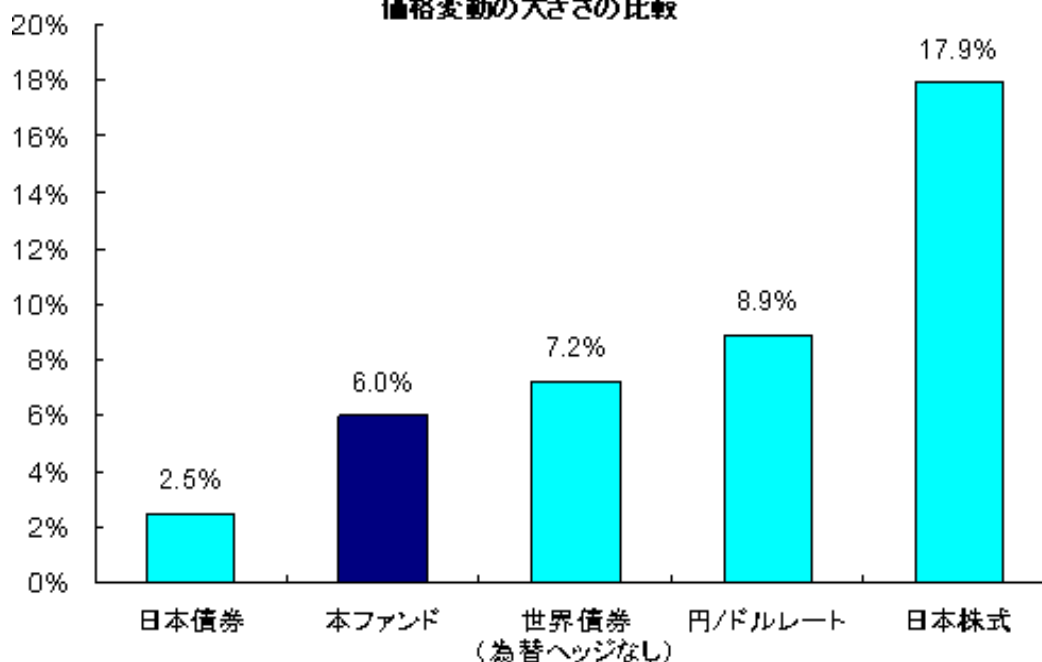
年率6%のリターンの標準偏差とは、1年間のリターンが平均リターンから $\pm 6\%$ の範囲（これを1標準偏差といいます。）に約3分の2の確率で収まるということです。このことからわかるように、たとえトラッキング・エラーが目標値の通り運用されたとしても、実際の運用成績は、6%を超えるマイナスになる可能性もあります。

上記は、本ファンドのリスク水準（価格のブレ幅）の目標が年率6%程度であることを表すものであり、本ファンドが年率6%のリターンを目標とすることを意味するものではありません。

下図は、各資産の過去10年間（1999年2月から2009年1月まで）のリスク水準（月次リターンの年率標準偏差）と本ファンドの目標リスク水準を比較したものです。トラッキング・エラーが仮に目標値通りとした場合、本ファンドの価格変動の大きさは、日本債券よりは大きく、世界債券（為替ヘッジなし）よりは小さい水準となります。

※本ファンドは目標トラッキング・エラーを年率6%として運用しますが、ファンドのベンチマーク（1ヵ月円LIBOR）にほとんど変動がないとすれば、ファンドのトラッキング・エラー ファンド全体のリスク（ボラティリティ）と考えられます。

価格変動の大きさの比較



期間：1999年2月～2009年1月

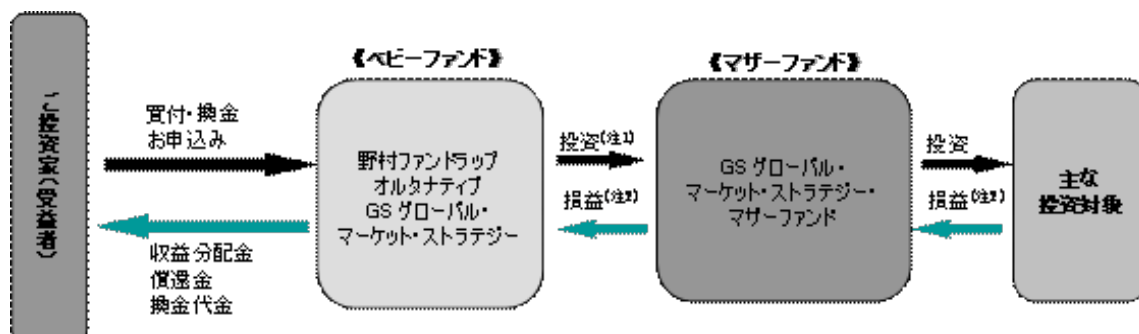
日本債券：JPモルガン世界国債インデックス（日本）、世界債券（為替ヘッジなし）：JPモルガン世界国債インデックス（円ベース）、円ドルレート：株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値、日本株式：TOPIX

本ファンドについては目標リスク水準を表示していますが、実際のリスク水準がこの通りとなる保証があるわけではありません。

（２）【ファンドの仕組み】

１．ファンドの仕組み

本ファンドの運用は、ファミリーファンド方式で行います。ファミリーファンド方式とは、投資家からの資金をまとめてベビーファンド（本ファンド）とし、それぞれの資金を実質的に同一の運用方針を有するマザーファンドに投資して、実質的な運用を行う仕組みです（ただし、ベビーファンドから有価証券等に直接投資することもあります）。商品性格が等しい複数のファンドが存在する場合、これらをひとつにまとめることで、低コストで効率よく運用することが可能になるため、投資家、運用者双方にメリットのある仕組みといえます。



（注1） マザーファンド以外に、短期金融商品およびこれと同等の資産にも投資します。

（注2） 損益はすべて投資家である受益者に帰属します。

２．ファンドの関係法人

① 委託会社および本ファンドの関係法人の名称および関係業務

a. 委託会社（ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社）

本ファンドの委託者として、ファンドに集まったお金（信託財産といいます。）の運用指図等を行います。

ただし、本ファンドおよびマザーファンドにおいては、委託会社は株式、債券および通貨の運用の指図（デリバティブ取引等にかかる運用の指図を含みます。）に関する権限をゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピーに委託します。

なお、委託会社は、信託財産の計算その他本ファンドの事務管理に関する業務を第三者に委託することがあります。

b. 投資顧問会社（ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー（以下「GSAMニューヨーク」といいます。））

本ファンドおよびマザーファンドの投資顧問会社として、委託会社との間の基本会社間投資顧問契約（以下「投資顧問契約」といいます。）に基づき、委託会社より株式、債券および通貨の運用の指図（デリバティブ取引等にかかる運用の指図を含みます。）に関する権限の委託を受けて投資判断、発注等を行います。

c. 受託会社（三菱UFJ信託銀行株式会社（以下「受託銀行」といいます。））

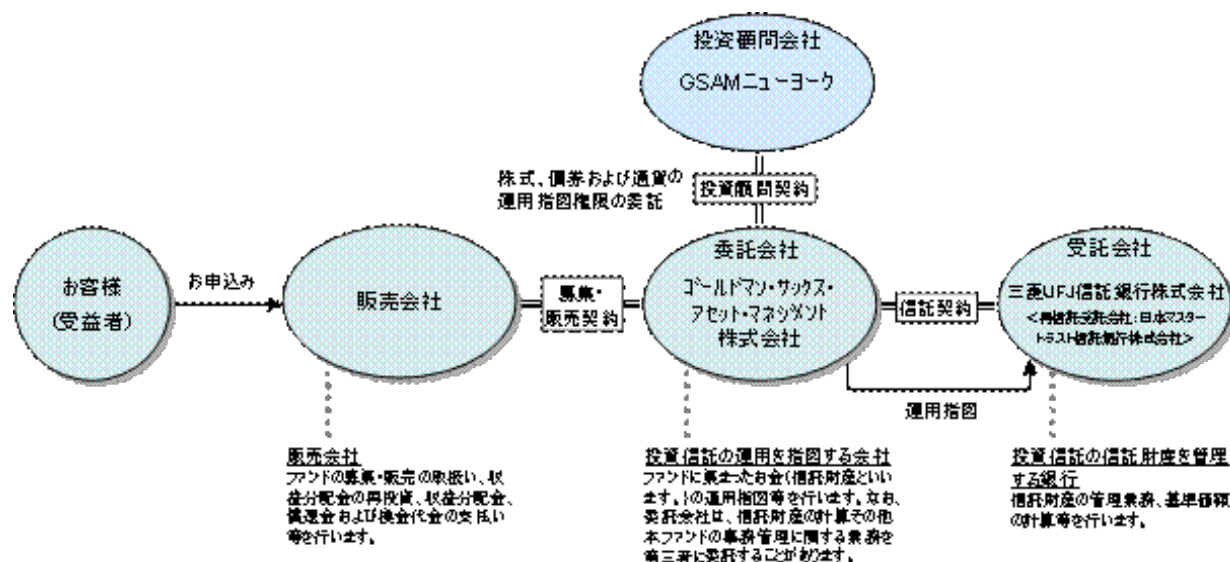
本ファンドの受託者として、委託会社との間の信託契約に基づき、信託財産の管理業務、基準価額の計算等を行います。

なお、上記業務の一部につき再信託先である日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託することができます。

d. 販売会社

本ファンドの販売会社として、委託会社との間の証券投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約書（以下「募集・販売契約」といいます。）に基づき、ファンドの募集・販売の取扱い、収益分配金の再投資、償還金および換金代金の支払い等を行います。

ファンド関係法人



(ご参考) ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント (GSAM) とは

ゴールドマン・サックスは、1869年（明治2年）創立の世界有数の金融グループのひとつであり、世界の主要都市に拠点を有し、世界中の政府機関・企業・金融機関等に対して、投資銀行業務・証券売買業務・為替商品取引・資産運用業務など、多岐にわたる金融サービスを提供しています。

ゴールドマン・サックスの資産運用グループであるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント (GSAM) は、1988年の設立以来、世界各国の投資家に資産運用サービスを提供しており、2008年12月末現在、グループ全体で6,907億米ドル（約62.9兆円*）の資産を運用しています。

*米ドルの円貨換算は便宜上、2008年12月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝91.03円）により、計算しております。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントの東京拠点です。



② 委託会社等の概況

a. 資本金

委託会社の資本金の額は金4億9,000万円です（本書提出日現在）。

b. 沿革

1996年2月6日 会社設立

2002年4月1日 ゴールドマン・サックス・アセット・マネージメント・ジャパン・リミテッドの営業の全部を譲受け、商号をゴールドマン・サックス投信株式会社からゴールドマン・サックス・アセット・マネージメント株式会社に変更

c. 大株主の状況

（本書提出日現在）

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	所有比率 (%)
ゴールドマン・サックス・アセット・マネージメント・エル・ピー	アメリカ合衆国ニューヨーク州ニューヨーク市 オールド・スリップ32番地	6,336	99
ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク	アメリカ合衆国ニューヨーク州ニューヨーク市 ブロード・ストリート85番地	64	1

2【投資方針】

（1）【投資方針】

a. 基本方針

本ファンドは、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

b. 本ファンドの運用方針

- 主として、マザーファンドの受益証券に投資を行います。マザーファンドでは、計量モデルにより、株式、債券、通貨等を投資対象とした複数のロング・ショート戦略を組合わせて運用を行います。債券および株式については、より低い取引コストで、かつより高い流動性を保ったまま現物への投資と同様の経済的効果をあげることを目的として、先物取引、デリバティブ取引等を積極的に利用します。
- マザーファンド以外に、短期金融商品およびこれと同等の資産にも投資します。
- 実質外貨建資産については対円での為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。
- 1ヵ月円LIBORをベンチマークとします。
- GSAMニューヨークに運用の指図に関する権限を委託します。
- 市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

c. マザーファンドの運用方針

- 計量モデルにより、株式、債券、通貨等を投資対象とした複数のロング・ショート戦略を組合わせて、運用を行います。債券および株式については、より低い取引コストで、かつより高い流動性を保ったまま現物への投資と同様の経済的効果をあげることを目的として、先物取引、デリバティブ取引等を積極的に利用します。
- GSAMニューヨークに運用の指図に関する権限を委託します。
- 市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

なお、本ファンドおよびマザーファンドでは、運用の効率化を図るため、関連会社に運用の指図にかかる権限を以下のとおり委託します。

委託先の名称	委託先の所在地	委託の内容	委託にかかる費用
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー（GSAM ニューヨーク）	アメリカ合衆国ニューヨーク州ニューヨーク市	本ファンドおよびマザーファンドの株式、債券および通貨の運用（デリバティブ取引等にかかる運用を含みます。）	別に定める取決めにに基づく金額が委託会社から原則として毎月支払われるものとし、信託財産からの直接的な支弁は行いません。

d. 運用の特徴

- 経済・金融理論を背景とした計量（コンピュータ）モデルを用います。
 - 個別銘柄ではなく、各市場、国、通貨を一つの投資対象として捉え、買いと売りを組み合わせます。
 - ポジションの構築には、流動性が高く、取引コストの低い先物・先渡取引を積極的に活用します。
 - ベンチマークは円短期金利（1ヵ月円LIBOR*）とします。
- * LIBOR(London Inter-Bank Offered Rate)とはロンドンの銀行間出手金利のことで、主に短期金利の指標として用いられています。

（2）【投資対象】

(a) 投資の対象とする資産の種類（信託約款第17条）

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - 有価証券
 - デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款第28条、第29条および第30条に定めるものに限りません。）
 - 金銭債権
 - 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）
- 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

(b) 投資対象有価証券（信託約款第18条第1項）

委託会社（委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受けたGSAMニューヨークを含みます。以下関連する限度において同じ。）は、信託金を、主としてマザーファンド受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券もしくは投資法人債権または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りません。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
20. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
21. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りません。）
22. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、1. の証券または証書、12. ならびに17. の証券または証書のうち1. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2. から6. までの証券および12. ならびに17. の証券または証書のうち2. から6. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13. の証券および14. の証券を以下「投資信託証券」といいます。

(c) 有価証券以外の投資対象（信託約款第18条第2項および第3項）

委託会社は、信託金を、上記(b)の有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

上記(b)の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記1. ないし6. に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(d) その他の取引の指図

委託会社は、以下の取引の指図をすることができます。

1. 信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすること。当該売付の決済については、株券の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすること。

2. 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすること。当該売付の決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすること。
 3. 信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすること。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり、担保の提供が必要と認めた時は担保の提供の指図を行うものとします。
 4. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、および価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所等における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすること。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。
 5. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、および為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所等における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所等における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすること。
 6. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、および価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所等における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすること。
 7. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすること。
 8. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすること。
 9. 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債につき次の各号の範囲内で貸付の指図をすること。
 - イ. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - ロ. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
 10. 信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する外貨建資産の額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額についての為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約を指図すること。

なお、委託会社は、信託財産の効率的な運用および運用の安定性を図るため、信託財産における特定の資産につき、公社債の借入れ、スワップ取引、金利先渡取引、為替先渡取引、為替予約取引、資金の借入れその他の取引により信託財産の負担する債務を担保するため、日本法または外国法に基づく担保権の設定（現金を預託して相殺権を与えることを含みます。）の指図をすることができ、また、これに伴い適用法上当該担保権の効力を発生させ、または対抗要件を具備するために必要となる契約の締結、登記、登録、引渡しその他一切の行為を行うことの指図をすることができます。

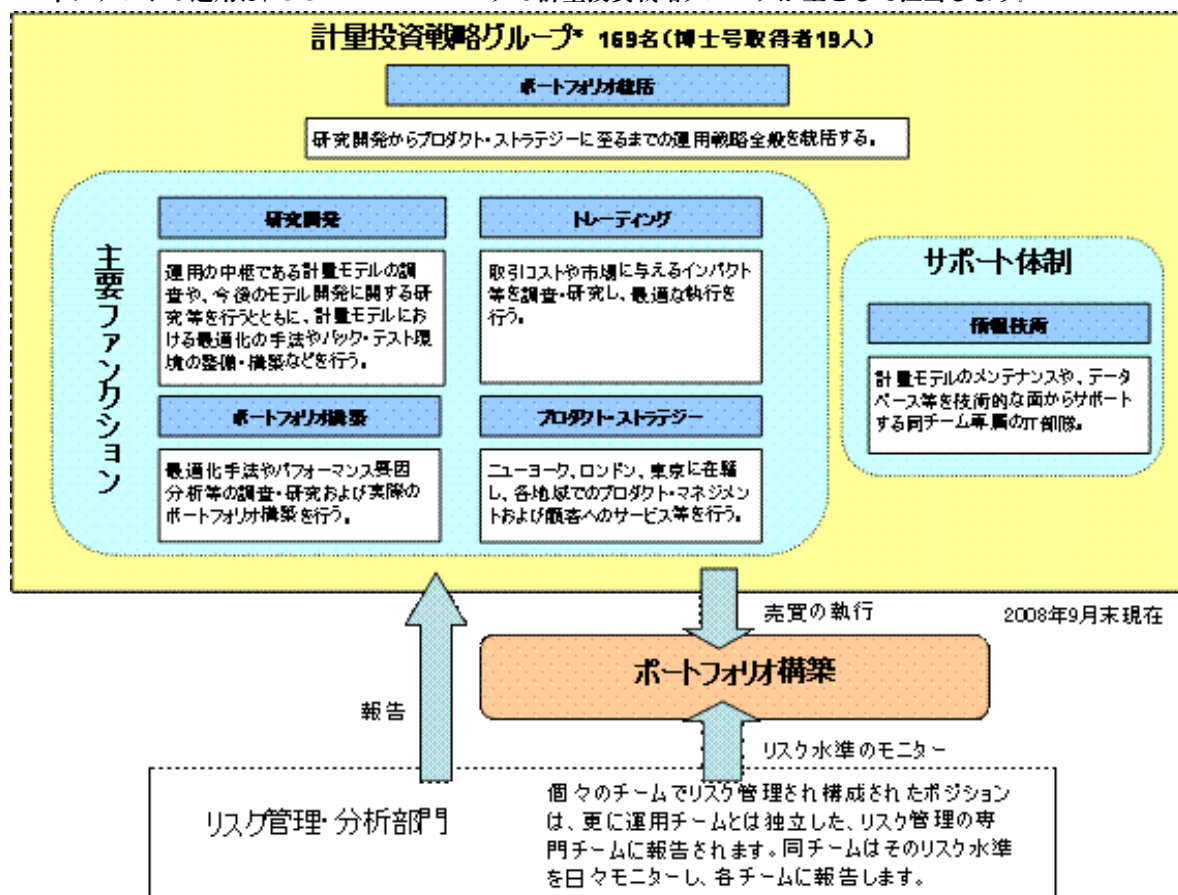
担保権の設定に要する費用は、受益者の負担とし、信託財産中より支弁します。
- (注) 本書において「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- 「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値

で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

(3) 【運用体制】

a. 組織

本ファンドの運用は、GSAMニューヨークの計量投資戦略グループが主として担当します。



* 委託会社グループであるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントの組織。

(注1) リスク管理とは、ベンチマークの収益率と本ファンドの収益率との乖離の散らばり具合を、一定の範囲に留めることを目指すことです。ただし、乖離幅が一定の範囲におさまることを保証するものではなく、また、必ずしもリスクの低減を目的とするものではありません。

(注2) 上記運用体制およびリスク管理体制は、将来変更される場合があります。

b. 運用体制に関する社内規則等

ファンドの運用に関する社内規則として、ポートフォリオ・マネジャーが遵守すべき服務規程のほか、有価証券などの売買執行基準およびその遵守手続などに関して取扱い基準を設けることにより、法令遵守の徹底を図るとともに、利益相反となる取引、インサイダー取引等を防止し、かつ売買執行においては最良執行に努めています（運用の全部または一部を海外に外部委託する場合は、現地の法令および諸規則にもあわせて従うこととなります。）。

c. 内部管理体制

委託会社は、投資監督委員会を設置しています。投資監督委員会は、委託会社の運用に関する業務において、適用法令、協会規則、投資信託約款、顧客との運用ガイドラインを遵守するとともに、善良なる管理者としての注意義務および忠実義務の観点から受託者としての責任を遵守するという目的のため、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を行うことができます。

(4) 【分配方針】

年2回決算を行い、毎計算期末（毎年1月20日および7月20日、ただし、休業日の場合は翌営業日。）に原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益および売買損益（評価損益を含みます。）等の範囲内とします。
- ② 分配金額は、委託会社が収益分配方針に従って、基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、基準価額水準、市場動向等によっては、分配を行わないこともあります。また、基準価額が当初元本を下回る場合においても分配を行うことがあります。
- ③ 収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については特に制限を設けず、元本部分と同様に運用の基本方針に基

づき運用を行います。

- ※ 収益分配金は、税金を差引いた後、各計算期間終了日の基準価額により無手数料で全額自動的に再投資されます。なお、お客様と販売会社とのご契約によっては、再投資が行われない場合があります。

（５）【投資制限】

本ファンドは、以下の投資制限に従います。

（a）信託約款の「運用の基本方針」に定める投資制限

1. 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合には、制限を設けません。
2. 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
3. デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
4. 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。
5. 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。
6. 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。
7. 投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
8. 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。

「実質投資割合」とは、投資対象である有価証券につき、本ファンドの信託財産に属する当該有価証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該有価証券のうち本ファンドの信託財産に属するとみなした額との合計額の本ファンドの信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。

（b）信託約款上のその他の投資制限

1. 投資する株式等の範囲（信託約款第23条）

委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

上記にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとします。

2. 信用取引の指図および範囲（信託約款第25条）

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

信用取引により株券を売り付けることの指図は、当該売付に係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内である場合においてできるものとします。

信託財産の一部解約等の事由により上記の売付に係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

3. 公社債の空売りの指図および範囲（信託約款第26条）

信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債の売付の指図は、当該売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内である場合においてできるものとします。

信託財産の一部解約等の事由により、上記の売付に係る公社債の時価の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

4. 公社債の借入れの指図および範囲（信託約款第27条）

公社債の借入れの指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内である場合においてできるものとします。

信託財産の一部解約等の事由により、上記の借入れに係る公社債の時価の総額が信託財産の純資産総額を超える

こととなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を決済するための指図をするものとします。

上記の借入に係る品借料は信託財産中から支弁します。

5. 先物取引等の運用指図（信託約款第28条）

委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、以下の指図を行うことができます。

- ・わが国の金融商品取引所等における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引
- ・わが国の取引所等における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引

委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに為替変動リスクを回避するため、以下の指図を行うことができます。

- ・わが国の取引所等における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所等における通貨に係る先物取引およびオプション取引

6. スワップ取引の運用指図（信託約款第29条）

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として本ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

7. 金利先渡し取引および為替先渡し取引の運用指図（信託約款第30条）

金利先渡し取引および為替先渡し取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として本ファンドに定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

金利先渡し取引および為替先渡し取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託会社は、金利先渡し取引および為替先渡し取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

8. 有価証券の貸付の指図および範囲（信託約款第32条）

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債につき次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

上記に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

9. 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（信託約款第33条）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

10. 外国為替予約の運用指図（信託約款第34条）

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する外貨建資産の額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額についての為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

上記の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

上記の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

上記において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

11. 資金の借入れ（信託約款第41条）

委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、信託財産において一部解約金の支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができ、また法令上可能な限度において融資枠の設定を受けることを指図することができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合のその期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。

収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

借入金の利息および融資枠の設定に要する費用は信託財産中より支弁します。

(c) その他の法令上の投資制限

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券又はオプションを表示する証券若しくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）を行い、又は継続することを内容とした運用を行うことを受託銀行に指示することはできません（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）。

3【投資リスク】

(1) 投資リスク

本ファンドへの投資には、一定のリスクを伴います。本ファンドの購入申込者は、以下に掲げる本ファンドに関するリスクおよび留意点を十分にご検討いただく必要があります。なお、以下に記載するリスクおよび留意点は、本ファンドに関わるすべてのリスクおよび留意点を完全に網羅しないことにつき、ご注意ください。

(a) 元本変動リスク

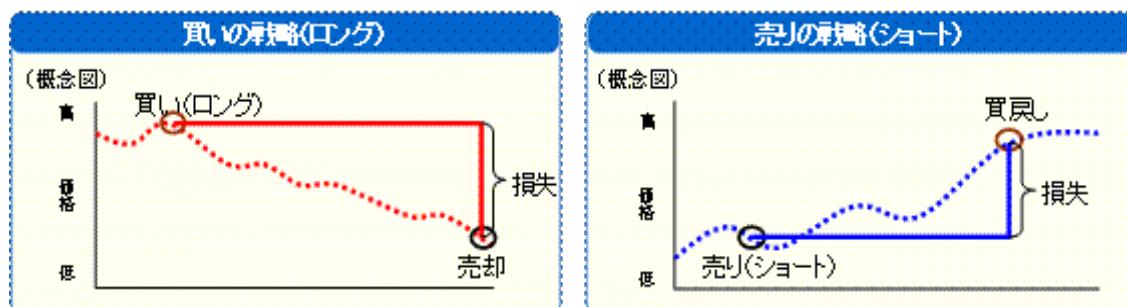
本ファンドへの投資には、資産価値に影響を及ぼす様々なリスクが伴いますので、基準価額の変動により投資元本が減少する可能性があります。したがって、元金は保証されていません。

主なリスクとして以下のものがあげられます。

1. ロング・ショート戦略によるリスク

本ファンドは計量モデルにより、複数のロング・ショート戦略を組合わせて運用を行いますが、これらの戦略がその目的を達成できる保証があるわけではなく、損失が発生することがあります。ロング（買い）した資産の価格が下落した場合、基準価額の下落につながる可能性があります。また、ショート（売り）した資産の価格が上昇した場合に、同様に基準価額の下落につながる可能性があります。ショート（売り）の特性上、損失額が想定以上になることもあります。本ファンドは、先物取引、デリバティブ取引等を積極的に活用し、ファンドの純資産規模に対して大きな取引および建玉を発生させることから、市場価格の変動以上にこうした損失が拡大する可能性もあります。

<ロング(買い)、ショート(売り)における損失発生例(概念図)>



2. 株式投資リスク

本ファンドは株式指数先物、株式への投資を行いますので、本ファンドへの投資には、株式投資にかかる価格変動等の様々なリスクが伴うことになります。一般には株価は、個々の企業の活動や一般的な市場・経済の状況に応じて変動します。したがって、本ファンドに組み入れられる株式指数先物や株式の価格は短期的または長期的に下落していく可能性があります。また、ショート（売り）した株式指数先物、株式の価格が上昇した場合にも本ファンドの基準価額にマイナスの影響を及ぼします。

3. 債券投資リスク

本ファンドは債券先物、債券への投資を行います。債券の市場価格は、金利が上昇すると下落し、金利が低下すると上昇します。また、債券への投資に際しては、発行体の債務不履行等の信用リスクを伴います。一般に、債券の値動きの幅および信用リスクは、残存期間が長いほど、また発行体の信用度が低いほど、大きくなる傾向があります。また、ショート（売り）した債券先物、債券の価格が上昇した場合には、本ファンドの基準価額にマイナスの影響を及ぼします。

4. 通貨運用リスク

本ファンドは、ファンドの全体の収益の向上をめざして為替予約取引等により多通貨運用を行います。したがって、本ファンドへの投資には為替変動リスクが伴います。

5. 為替リスク

本ファンドにおける海外の株式指数先物や債券先物については差金決済を行うため、元本部分は原則として為替変動の影響は受けません。また、海外の現物資産に投資を行う場合については、為替リスクが伴います。為替ヘッジを行うことにより為替リスクの低減を図りますが、為替リスクがなくなるわけではありません。

6. 取引先に関するリスク

有価証券の貸付、為替取引、先物取引、余資運用等において、相手先の決済不履行リスクや信用リスクが伴います。

7. デリバティブ取引に関するリスク

本ファンドは一定のデリバティブに投資することがあります。デリバティブの運用には、他の運用手法に比べてより大きく価格が変動する可能性、流動性を欠く可能性、証拠金を積むことによるリスク等様々なリスクが伴います。これらの運用手法は、投資収益を上げる目的で積極的に用いますが、実際の価格変動が委託会社または投資顧問会社の見通しと異なった場合には、本ファンドが大きな損失を被るリスクを伴います。

8. 市場の閉鎖等に伴うリスク

金融商品市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更等の諸事情により閉鎖されることがあります。これにより本ファンドの運用が影響を被り、基準価額の下落につながる場合があります。

(b) 解約申込みに伴う基準価額の下落に関わる留意点

短期間に相当金額の解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするため組入有価証券を市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないこと、また、先物取引、デリバティブ取引等のポジションを解消する際にも不利な価格で解消せざるを得ない場合があります。この場合、基準価額が下落する要因となります。また、解約資金を手当てするため、資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産から支払われます。

(c) ファンドの名称に関わる留意点

本ファンドは委託会社が設定している証券投資信託「GS グローバル・マーケット・ストラテジー（年1回決算型）」、「GS グローバル・マーケット・ストラテジー（年2回決算型）」および「GS グローバル・マーケット・ストラテジー（野村SMA向け）」とは別のファンドであり、目標とするリスク水準等が異なります。ファンドの性格をよくご理解いただいたうえでご投資ください。

(d) 計量運用に関わる留意点

本ファンドは、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントの計量リスク管理モデルまたは計量モデルを用いて運用を行います。計量モデルは仮説に基づき構成されたものであり、市場動向は必ずしもこの仮説と同様の動きを示さない場合があります。このような場合には、本ファンドの基準価額に影響を及ぼす可能性があります。

(e) 成功報酬に関わる留意点

本ファンドでは、委託会社は、基本の信託報酬のほかに、一般的な定率の信託報酬とは異なる成功報酬を徴収いたしますので、この点についてご納得のうえご投資願います。なお、ある営業日においていったん発生し基準価額から控除された成功報酬は、たとえその後基準価額が下落したとしても、減額ないし払戻されることはありません。

(f) 為替ヘッジに関わる留意点

本ファンドは、対円で為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図りますが、為替ヘッジを行うにあたり、ヘッジ・コストがかかります。したがって、為替ヘッジを行うことにより、一般に投資家が高金利国へ投資するメリットまたは低金利国へ投資するデメリットは相殺されます。この金利差が縮小する場合には、ヘッジ・コストは減少します。逆に、この金利差が拡大する場合には、ヘッジ・コストは増加します。現在の国内外金利差を前提とすると、対円で100%為替ヘッジされた外貨建資産の収益は、その為替ヘッジ前の収益から短期金利差を差引いたものになります。実際のポートフォリオの通貨配分においては、通貨のアクティブ運用を行うため、このアクティブ運用にかかる部分は、為替変動の影響を受けることになります。

(g) 資産規模に関わる留意点

本ファンドの資産規模によっては、本書で説明するような投資が効率的にできない場合があります。その場合には、適切な資産規模の場合と比較して収益性が劣る可能性があります。

(h) ベンチマークに関わる留意点

本ファンドは1ヵ月円LIBORを運用上のベンチマークとして運用を行います。実際のパフォーマンスは、ベンチマークを下回ることがあります。

(i) ファミリーファンド方式に関わる留意点

本ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、本ファンドが投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等に伴う資金変動等があり、その結果、マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、本ファンドの基準価額に影響が及ぶ場合があります。

(j) お買付けおよびご換金の制限に関わる留意点

金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他合理的な事情（コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。）があると判断したときは、お買付およびご換金の受付を中止またはすでに受付けたお買付およびご換金のお申込みを取消し（ご換金の場合は取消しまたは保留）させていただくことがあります。

この場合、ご換金については、受益者は当該中止または保留以前に行った当日のご換金のお申込みを撤回できます。ただし、受益者がそのご換金のお申込みを撤回しない場合には、ご換金代金は、当該中止または保留を解除した後の最初の基準価額の計算日をご換金のお申込日として計算された価額とします。

(k) 法令・税制・会計等の変更可能性に関わる留意点

法令・税制・会計等に変更される可能性があります。

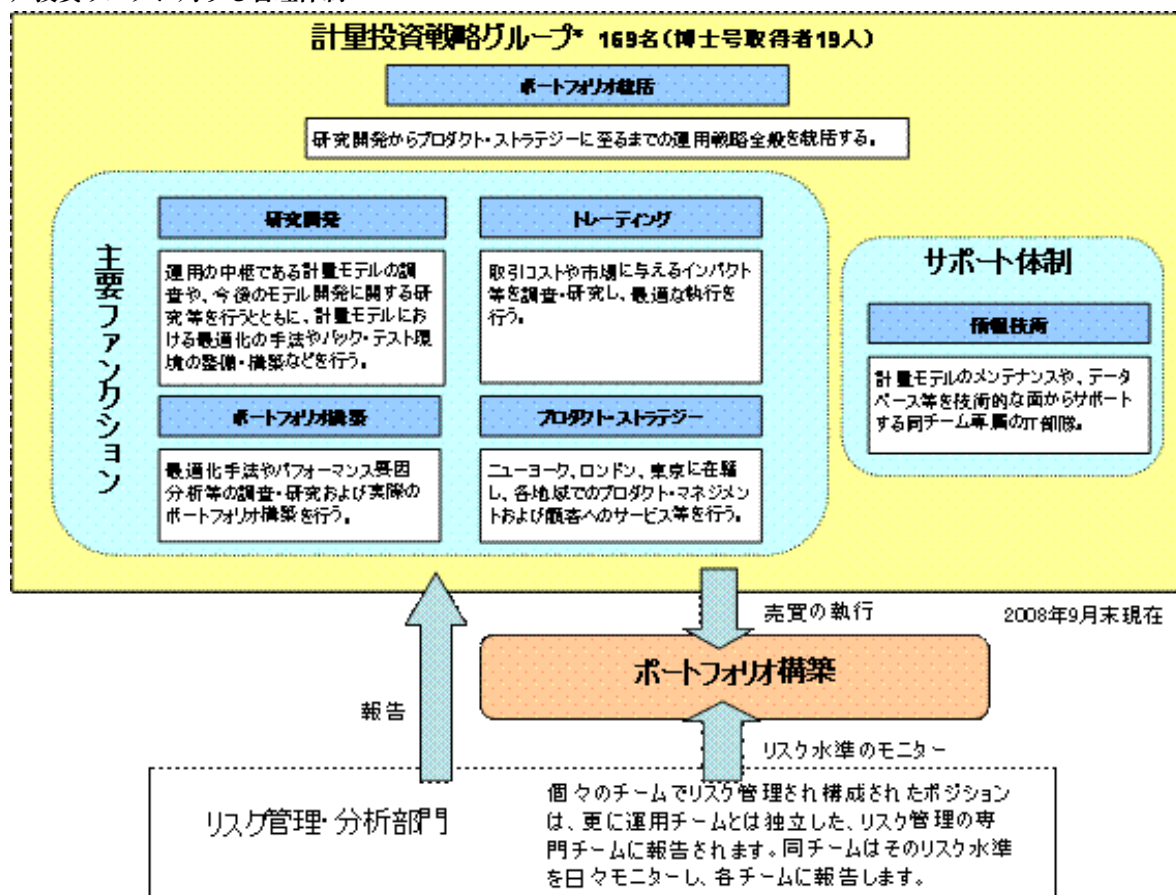
(l) その他の留意点

収益分配金・一部解約金・償還金の支払いはすべて販売会社を通じて行われます。それぞれの場合においてその金額が販売会社に対して支払われた後は、委託会社は受益者への支払いについての責任を負いません。

委託会社は、販売会社とは別法人であり、委託会社は設定・運用について、販売会社は販売（お買付代金の預り等を含

みます。）について、それぞれ責任を有し、互いに他について責任を有しません。

(2) 投資リスクに対する管理体制



* 委託会社グループであるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントの組織。

(注1) リスク管理とは、ベンチマークの収益率と本ファンドの収益率とのかい離の散らばり具合を、一定の範囲に留めることを目指すことです。ただし、かい離幅が一定の範囲におさまることを保証するものではなく、また、必ずしもリスクの低減を目的とするものではありません。

(注2) 上記運用体制およびリスク管理体制は、将来変更される場合があります。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

お申込手数料はかかりません。

（２）【換金（解約）手数料】

換金（解約）請求には手数料はかかりません。

（３）【信託報酬等】

（a）信託報酬

以下の支払先が行う本ファンドに関する業務の対価として本ファンドから支払われる信託報酬は、本ファンドの信託財産の計算期間を通じて毎日、本ファンドの信託財産の純資産総額に年率0.55125%（税抜0.525%）を乗じて得た額とします。委託会社、受託銀行および販売会社間の配分については、以下により計算される金額とします。なお、販売会社の間における配分については、販売会社の取扱いにかかる純資産総額に応じて決められます。

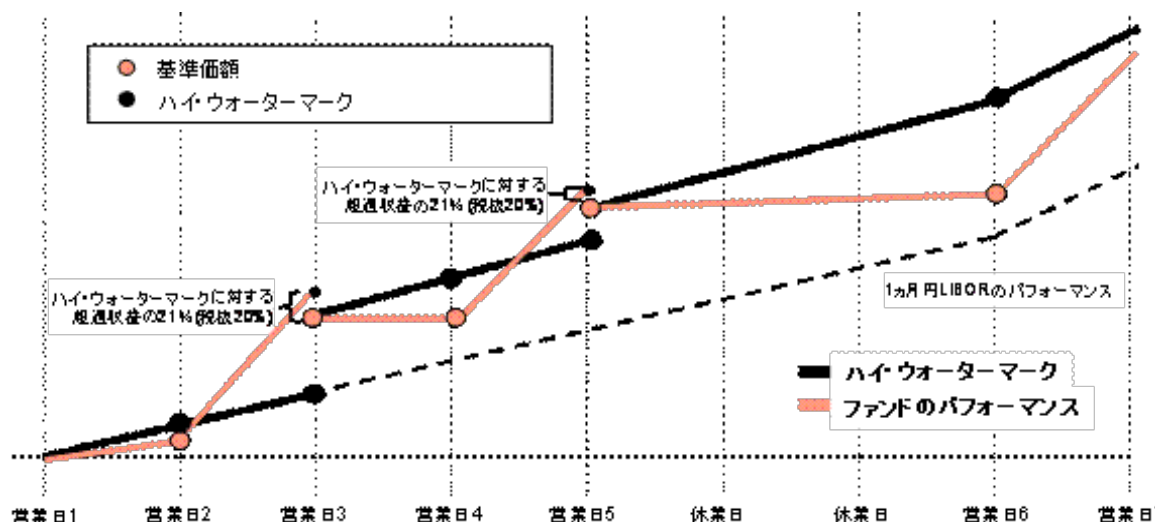
委託会社	販売会社	受託銀行
純資産総額に対し 年率0.44625% （税抜0.425%）	純資産総額に対し 年率0.0525% （税抜0.05%）	純資産総額に対し 年率0.0525% （税抜0.05%）

なお、委託会社の報酬には、G S A Mニューヨークの投資顧問報酬が含まれます。投資顧問報酬の信託財産からの直接的な支払いは行われません。

信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払います。委託会社および販売会社の報酬は本ファンドから委託会社に対して支払われ、販売会社の報酬は委託会社より販売会社に対して支払われます。受託銀行の報酬は本ファンドから受託銀行に対して支払われます。

（b）成功報酬

委託会社は、信託報酬（以下、本(b)において「基本報酬」といいます。）に加えて、ある営業日の基準価額（基本報酬控除後であり、本(b)に規定する成功報酬控除前であるものとします。なお、本(b)に基づく成功報酬の計算においては、収益の分配がなされた場合にもその影響は排除されるものとします。）が、以下に定める方法で計算される価額（以下「ハイ・ウォーターマーク」といいます。）を超えた場合には、当該超過額に対して21%（税抜20%）の率を乗じて得た額（以下「成功報酬」といいます。）を受領します。ある営業日（以下、本(b)において「当該営業日」といいます。）におけるハイ・ウォーターマークは、直前の営業日のハイ・ウォーターマークに対し、当該営業日の属する月の前月のロンドンにおける最終銀行営業日の1ヵ月円LIBOR（1年を360日として計算）により、直前の営業日から当該営業日までの期間日割り計算される額を加算して得られる価額とします。上記にかかわらず、いずれかの営業日において成功報酬が受領された場合においては、爾後のハイ・ウォーターマークの計算においては、かかる営業日のハイ・ウォーターマークは、基本報酬および当該成功報酬の控除後でありかつ収益の分配が行われた場合の収益分配後の基準価額とします。ただし、信託契約締結日の翌営業日におけるハイ・ウォーターマークの計算においては、直前の営業日のハイ・ウォーターマークとは1万口につき1万円を、直前の営業日とは信託契約締結日を意味するものとし、また1ヵ月円LIBORは信託契約締結日のものを使用するものとします。



(注1) 1ヵ月円LIBORは、2009年1月31日現在、年率0.39563%です。ハイ・ウォーター・マークの計算において適用される1ヵ月円LIBORは市場動向により変動します。

(注2) 上記は例示をもって理解を深めるための概念図であり、本ファンドの将来の運用成果等につき保証または示唆するものではありません。また、基準価額がハイ・ウォーター・マークを超えない場合には、成功報酬は受領されません。ある営業日においていったん発生し基準価額から控除された成功報酬は、たとえその後基準価額が下落したとしても、減額ないし払戻されることはありません。

上記の成功報酬は毎計算期末または信託終了の時信託財産中から支払われるものとします。

上記の成功報酬に対する消費税等に相当する金額を成功報酬支弁のときに信託財産中から支払われます。

上記の成功報酬は、(a)に定める信託報酬の一部として計上します。上記を除き、この届出書において「信託報酬」という場合には、成功報酬を含むものとします。

(4) 【その他の手数料等】

本ファンドから支払われる費用には以下のものがあります（ただし、これらに限定されるものではありません。）。

- (a) 株式等の売買委託手数料、先物取引またはオプション取引等に要する費用
- (b) 外貨建資産の保管費用
- (c) 借入金の利息、融資枠の設定に要する費用、受託銀行等の立替えた立替金の利息
- (d) 信託財産に関する租税
- (e) その他信託事務の処理等に要する諸費用（監査費用、法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、公告費用、格付費用等を含みます。また、マザーファンドに関連して生じた諸費用のうちマザーファンドにおいて負担せずかつ委託会社の合理的判断により本ファンドに関連して生じたと認めるものを含みます。）

上記(a)から(d)記載の費用・税金については、ファンドより実費として間接的にご負担いただきますが、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。また、委託会社は、上記(e)記載の諸費用の支払を信託財産のために行い、その金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、信託財産の純資産総額の年率0.05%相当額を、かかる諸費用の合計額とみなして、本ファンドより受領します。ただし、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または中に、随時かかる諸費用の年率を見直し、0.05%を上限としてこれを変更することができます。

上記(e)記載の諸費用の額は、本ファンドの計算期間を通じて毎日、前営業日の信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる諸費用は、毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から委託会社に対して支払われます。

(5) 【課税上の取扱い】

収益分配時・換金時・償還時に受益者が負担する税金は、以下のとおりです。

ただし、税法が改正された場合には、下記の内容が変更になることがあります。

個人の受益者の場合^{*1}

時期	項目	税金
収益分配時	所得税および地方税	普通分配金×10% ^{*2}

換金時 (解約請求による場合)	所得税および地方税	譲渡益×10% ^{*2}
償還時	所得税および地方税	譲渡益×10% ^{*2}

*1 法人の受益者の場合については、後記「収益分配金の課税について」「換金時および償還時の課税について」をご覧ください。

*2 2009年および2010年の2年間については、一定の金額までは10%（所得税7%、地方税3%）の税率が適用されます。2011年1月1日以降は、金額の多寡にかかわらず、20%（所得税15%、地方税5%）となります。詳しくは、後記「収益分配金の課税について」「換金時および償還時の課税について」をご覧ください。

特別分配金は投資元本の一部払戻しとみなされ、非課税扱いとなります。

なお、外国での組入有価証券の取引には、当該外国において税金または費用が課せられることがあります。また、信託報酬および信託財産から支払われる費用等について消費税等が課せられる場合には、当該消費税等相当額は信託財産により負担されます。

本ファンドは、課税上、株式投資信託として取扱われます。

<個別元本について>

- ① 個別元本とは、追加型株式投資信託について、受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）をいい、税法上の元本（個別元本）にあたります。
- ② 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- ③ ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には販売会社ごとに、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等ごとに、個別元本の算出が行われる場合があります。
- ④ 受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「特別分配金」については、下記の<収益分配金の課税について>をご覧ください。）

<収益分配金の課税について>

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、①収益分配金落ち後の基準価額がその受益者の個別元本と同額または上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②収益分配金落ち後の基準価額がその受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回った部分の額が特別分配金、残りの金額が普通分配金となります。この場合、その受益者の個別元本からその特別分配金を控除した額が、その後の受益者の個別元本になります。

① 個人の受益者に対する課税

個人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、原則として20%（所得税15%、地方税5%）の税率による源泉分離課税が行われ、確定申告は不要です。しかしながら、確定申告により、総合課税（配当控除の適用なし）または申告分離課税のいずれかを選択することもできます。

ただし、特例措置として、2010年12月31日までの間に支払いを受けるべきものについては10%（所得税7%、地方税3%）の税率が適用されます。所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。

なお、2009年1月1日から2010年12月31日までの間において、年間に受け取る上場株式等の配当等（上場株式（上場ETF、上場REITを含みます。以下同じ。）の配当金および公募株式投資信託の普通分配金など）の合計額が100万円を超える場合（同一の支払者からの年間の支払総額が1万円以下のものは除きます。）、確定申告が必要となります。この場合、100万円以下の部分の税率は10%（所得税7%、地方税3%）ですが、100万円を超える部分の税率は20%（所得税15%、地方税5%）となります。

収益分配金について上場株式等の配当等として確定申告を行う場合（申告分離課税を選択した場合に限ります。）、上場株式等の譲渡による損失（公募株式投資信託の買取差損・解約（償還）差損を含みます。）との損益通算が可能となります。

② 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、7%（所得税7%）の

税率で源泉徴収され法人の受取額となります。ただし、2009年4月1日以降は、同税率は15%（所得税15%）となります。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。

なお、益金不算入制度は適用されません。

<換金時および償還時の課税について>

① 個人の受益者に対する課税

換金時および償還時の譲渡益が課税対象となり、原則として20%（所得税15%、地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。

ただし、特例措置として、2010年12月31日までの間は10%（所得税7%、地方税3%）の税率が適用されます。譲渡益が発生し課税される場合は、源泉徴収選択口座を用いなければ、源泉徴収は行われず、確定申告が必要となります。

なお、2009年1月1日から2010年12月31日までの間においては、年間に発生する買取差損益および解約（償還）差損益を含めた上場株式等の譲渡益の合計額が500万円を超える場合には、確定申告が必要となります。この場合、500万円以下の部分の税率は10%（所得税7%、地方税3%ですが、500万円を超える部分の税率は20%（所得税15%、地方税5%）となります。

また、買取差損益および解約（償還）差損益を含めて上場株式等の譲渡損が発生した場合は、確定申告を行うことにより、上場株式等の配当等（申告分離課税を選択した場合に限ります。）との損益通算が可能となります。

② 法人の受益者に対する課税

換金時および償還時の個別元本超過額については、7%（所得税7%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。ただし、2009年4月1日以降は、同税率は15%（所得税15%）となります。

5【運用状況】

（１）【投資状況】

（2009年1月30日現在）

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（％）
特殊債券	アメリカ	653,100,438	38.57
親投資信託受益証券	—	852,259,006	50.34
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	187,805,217	11.09
合計(純資産総額)	—	1,693,164,661	100.00

（注） 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

参考情報

<GSグローバル・マーケット・ストラテジー・マザーファンド>

（2009年1月30日現在）

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（％）
特殊債券	アメリカ	17,562,760,137	79.68
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	4,479,318,002	20.32
合計(純資産総額)	—	22,042,078,139	100.00

（注） 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

(2009年1月30日現在)

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量 (券面総額／口数)	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	G Sグローバル・マーケット・ ストラテジー・マザーファンド	996,328,041	0.8687	865,510,169	0.8554	852,259,006	—	—	50.34
2	アメリカ	特殊債券	FNM DISCOUNT NT 0%	5,330,000	8,945.94	476,818,849	8,945.94	476,818,850	—	2009/3/23	28.16
3	アメリカ	特殊債券	FHLB DISCOUNT NT 0%	1,970,000	8,948.30	176,281,588	8,948.30	176,281,588	—	2009/3/10	10.41

種類別及び業種別投資比率（2009年1月30日現在）

種類	投資比率（%）
特殊債券	38.57
親投資信託受益証券	50.34
合計	88.91

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

② 【投資不動産物件】

(2009年1月30日現在)

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

(2009年1月30日現在)

該当事項はありません。

参考情報

< G Sグローバル・マーケット・ストラテジー・マザーファンド >

① 投資有価証券の主要銘柄

(2009年1月30日現在)

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量 (券面総額)	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	アメリカ	特殊債券	FNM DISCOUNT NT 0%	105,000,000	8,946.60	9,393,934,921	8,946.60	9,393,934,922	—	2009/3/16	42.62
2	アメリカ	特殊債券	FHLB DISCOUNT NT 0%	49,860,000	8,948.30	4,461,625,440	8,948.30	4,461,625,440	—	2009/3/10	20.24
3	アメリカ	特殊債券	FNM DISCOUNT NT 0%	41,440,000	8,945.94	3,707,199,775	8,945.94	3,707,199,775	—	2009/3/23	16.82

種類別及び業種別投資比率（2009年1月30日現在）

種類	投資比率（%）
特殊債券	79.68
合計	79.68

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

② 投資不動産物件

(2009年1月30日現在)

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

有価証券先物取引等

資産の種類	地域	取引所	資産の名称	買建 ／ 売建	数量	通貨	帳簿価額	評価額金額	評価額金額 (円)	投資 比率 (%)
株価指数 先物取引	アメリカ	インターコンチネンタル取引所	RUSSELL MINI 0903	買建	703	米ドル	34,894,106.8	31,965,410	2,862,502,465	12.99
	日本	東京証券取引所	東証株価指数先物0903	売建	124	日本円	1,092,682,384	979,600,000	979,600,000	△4.44
	アメリカ	シカゴ商品取引所	DJIA MINI 0903	売建	414	米ドル	18,193,435.61	16,791,840	1,503,709,272	△6.82
	アメリカ	シカゴ商業取引所	S&P500 EMINI 0903	売建	636	米ドル	29,047,944.83	26,801,040	2,400,033,132	△10.89
	アメリカ	シカゴ商業取引所	NSDQ100 MINI 0903	買建	673	米ドル	16,711,046.3	16,232,760	1,453,643,658	6.59
	カナダ	モントリオール取引所	S&P/TSE 60 0903	買建	67	カナダドル	7,454,791.32	7,052,420	514,474,039	2.33
	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	DAX DTB 0903	売建	47	ユーロ	5,872,494.35	5,214,650	602,448,514	△2.73
	イタリア	イタリア証券取引所	S&P/MIB 0903	買建	16	ユーロ	1,659,059	1,451,040	167,638,651	0.76
	オーストラリア	シドニー先物取引所	SPI 200 0903	買建	85	オーストラリアドル	7,900,092.5	7,471,500	433,122,855	1.96
	イギリス	ロンドン国際金融先物オプション取引所	FTSE 100 0903	買建	200	英ポンド	8,725,927.76	8,276,000	1,052,541,680	4.78
	イギリス	OMLX ロンドン	OMXS30 0902	売建	1	スウェーデンクローナ	60,477	61,200	665,244	△0.00
	スイス	ユーレックス・チューリッヒ取引所	SWISS MKT 0903	買建	139	スイスフラン	7,948,132.45	7,228,000	559,953,160	2.54
	香港	香港先物取引所	HANG SENG 0902	買建	98	香港ドル	61,277,244	64,508,500	745,073,175	3.38
	シンガポール	シンガポール取引所	MSCI SING 0902	買建	67	シンガポールドル	2,737,050.5	2,867,600	170,163,384	0.77
	オランダ	アムステルダム取引所	AEX 0902	買建	35	ユーロ	1,822,912.72	1,759,800	203,309,694	0.92
	スペイン	スペイン金融先物取引所（マドリッド）	IBEX 35 0902	売建	107	ユーロ	9,580,118.7	9,058,085	1,046,480,560	△4.75
	フランス	Marche des Options Negociables de Paris	CAC40 0902	買建	2	ユーロ	63,689.41	60,240	6,959,527	0.03
債券先物 取引	日本	東京証券取引所	東証長期国債標準物先物 0903	売建	500,000,000	日本円	695,707,500	694,550,000	694,550,000	△3.15
	アメリカ	シカゴ商品取引所	CBT 10Y 0903	売建	314	米ドル	38,561,445.1	38,568,032.82	3,453,767,339	△15.67
	カナダ	モントリオール取引所	MON 10Y 0903	買建	281	カナダドル	33,440,475.25	34,827,140	2,540,639,863	11.53
	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	BUND10Y 0903	買建	289	ユーロ	35,806,738.02	35,515,210	4,103,072,211	18.61
	オーストラリア	シドニー先物取引所	SFE10Y 0903	売建	367	オーストラリアドル	41,536,395.62	42,471,430.99	2,462,068,854	△11.17
	イギリス	ロンドン国際金融先物オプション取引所	GILT 0903	買建	362	英ポンド	43,721,653.48	42,563,960	5,413,284,432	24.56

（注１） 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価比率をいいます。

（注２） 評価額は、計算日に知りうる直近の日の、主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。2つ以上の取引所に上場されていて、かつ当該取引所相互間で反対売買が可能な先物取引については、取引量を勘案して評価を行う取引所を決定しております。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

2009年1月30日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期末の純資産の推移は次の通りです。

期	年月日	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり純 資産額 (円) (分配落)	1口当たり純 資産額 (円) (分配付)
第1期	(2007年1月22日)	1,011	1,011	0.9670	0.9670
第2期	(2007年7月20日)	3,590	3,590	0.9427	0.9427
第3期	(2008年1月21日)	4,536	4,536	0.8526	0.8526
第4期	(2008年7月22日)	3,462	3,462	0.8501	0.8501
第5期	(2009年1月20日)	1,721	1,721	0.8287	0.8287
	2008年1月末日	4,522	—	0.8506	—
	2008年2月末日	4,487	—	0.8509	—
	2008年3月末日	4,427	—	0.8450	—
	2008年4月末日	4,319	—	0.8534	—
	2008年5月末日	4,136	—	0.8661	—
	2008年6月末日	3,835	—	0.8656	—
	2008年7月末日	3,521	—	0.8670	—
	2008年8月末日	3,323	—	0.8720	—
	2008年9月末日	3,068	—	0.8458	—
	2008年10月末日	2,257	—	0.8330	—
	2008年11月末日	1,969	—	0.8375	—
	2008年12月末日	1,822	—	0.8336	—
	2009年1月末日	1,693	—	0.8223	—

(注) 表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

②【分配の推移】

期	計算期間	1口当たりの分配金（円）
第1期	自 2006年10月4日 至 2007年1月22日	0.0000
第2期	自 2007年1月23日 至 2007年7月20日	0.0000
第3期	自 2007年7月21日 至 2008年1月21日	0.0000
第4期	自 2008年1月22日 至 2008年7月22日	0.0000
第5期	自 2008年7月23日 至 2009年1月20日	0.0000

③【収益率の推移】

期	計算期間	収益率（％）
第1期	自 2006年10月4日 至 2007年1月22日	△3.3
第2期	自 2007年1月23日 至 2007年7月20日	△2.5
第3期	自 2007年7月21日 至 2008年1月21日	△9.6
第4期	自 2008年1月22日 至 2008年7月22日	△0.3
第5期	自 2008年7月23日 至 2009年1月20日	△2.5

第二部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの沿革】

本ファンドの信託設定日は2006年10月4日であり、同日より運用を開始しました。

マザーファンドの信託設定日は2004年10月28日であり、同日より運用を開始しました。

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

(1) 本ファンドは、野村投資一任口座の資金を運用するためのファンドです。本ファンドの買付の申込みを行う投資家は、野村投資一任口座を開設した者等に限るものとします。

(2) お買付のお申込みは、販売会社所定の方法により、毎営業日^{*1}受け付けます。毎営業日の午後3時(国内の金融商品取引所の半休日は午前11時)^{*2}までに、お買付のお申込みが行われかつ当該お申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込分とします。当日の受付終了後のお申込みについては、翌営業日のお取扱いとします。

^{*1} 英国証券取引所もしくはニューヨーク証券取引所の休業日またはロンドンの銀行もしくはニューヨークの銀行の休業日（以下「ロンドンまたはニューヨークの休業日」といいます。）に該当する場合には、販売会社の営業日であっても、お買付のお申込みはお受けいたしません。なお、収益分配金の再投資に係る追加信託金のお申込に限り、ロンドンまたはニューヨーク休業日においてもこれを受け付けるものとします。

^{*2} 販売会社によっては午後3時（国内の金融商品取引所の半休日は午前11時）より前に受付を締め切る場合がありますので、販売会社にご確認ください。

(3) お買付に際して、本ファンドに係る「自動けいぞく投資契約」（販売会社によっては名称が異なる場合もございます。）を販売会社との間で結んでいただきます。なお、お客様と販売会社とのご契約によっては、収益分配金の再投資が行われない場合があります。

(4) お買付価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。ただし、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話：03（6437）6000（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

ホームページ・アドレス：www.gsam.co.jp

(5) お買付単位は、1円以上1円単位となります。ただし、別途買付に係る契約を結ばれている場合は、当該契約により異なります。自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、1口の整数倍をもって申込みに応じます。

(6) お買付代金はお買付申込をされた日から起算して5営業日目までにお申込みの販売会社にお支払い下さい。

(注) 販売会社によっては5営業日目より前にお買付代金をお支払いいただく場合がありますので販売会社にご確認ください。

(7) 金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他合理的な事情（コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。）があると委託会社が判断したときは、販売会社は受益権の取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けたかかるお申込みを取消することができます。

2【換金（解約）手続等】

(1) ご換金のお申込みは、原則として、毎営業日^{*1}受け付けます。毎営業日の午後3時(国内の金融商品取引所が半休日の場合は午前11時)^{*2}までにご換金のお申込みが行われ、かつ当該お申込みの受付にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込分とします。当日の受付終了後のお申込みについては、翌営業日のご換金のお取扱とします。ご換金場所は販売会社の本・支店、営業所です。

^{*1} ロンドンまたはニューヨークの休業日を除きます。

^{*2} 販売会社によっては午後3時（国内の金融商品取引所の半休日は午前11時）より前に受付を締め切る場合がありますので、販売会社にご確認ください。

(2) ご換金は「解約請求制」により行うことができます。ご換金の単位は、1口単位とします。

(3) ご換金価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額となります。手取額は、当該基準価額から換金にかかる税金を差引いた金額となります。

詳しくは、「第1 ファンドの状況 4 手数料及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご覧ください。

(4) 本ファンドの基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話：03（6437）6000（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

ホームページ・アドレス：www.gsam.co.jp

また、原則として、日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます（略称：ラグロマ）。

- (5) ご換金の代金は、受益者による一部解約の実行の請求日から起算して、原則として5営業日目から販売会社を通じて受益者に支払われます。
- (6) 信託財産の資金管理を円滑に行うため、委託会社の判断により、大口のご換金には制限を設ける場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- (7) 委託会社および販売会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その合理的な事情（コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。）があるときは、上記の一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求を保留または取消することができます。この場合には、受益者は当該受付中止または保留以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約価額は、当該受付中止または保留を解除した後の最初の基準価額の計算日を一部解約の実行の請求日として上記に準じて計算された価額とします。
- (8) 信託約款の変更を行う場合においてその内容の変更が重大な場合に、後記「第3 管理及び運営 1 資産管理等の概要（5）その他 b. 約款変更」に定める期間内に異議を述べた受益者は、投資信託法に定めるところにより、販売会社を通じて、受託銀行に対し、自己に帰属する受益権を本ファンドの信託財産をもって公正な価格で買取るべき旨を請求することができます。後記「第3 管理及び運営 1 資産管理等の概要（5）その他 a. 信託の終了」に規定する信託契約の解約を行う場合において、所定の期間内に異議を述べた受益者についても同様です。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

本ファンド1万口当たりの純資産総額（以下「基準価額」といいます。）は、本ファンドの信託財産の純資産総額をその時の受益権総口数で除して得た額の1万口当たりの額です。「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。なお、外貨建資産の円換算については、原則としてわが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

本ファンドの基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話：03(6437) 6000（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

ホームページ・アドレス：www.gsam.co.jp

また、原則として、日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます（略称：ラグロマ）。委託会社は、年2回（1月および7月）の毎計算期末および信託終了時に、期中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成し、販売会社を通じてお渡しいたします。なお、成功報酬発生の有無およびその額をお知りになりたい受益者は、上記照会先電話番号にお問合わせいただければお知らせいたします。

委託会社が設定・運用を行うファンドについては、通常、月次で運用経過について記載したレポートが作成されています。最新のレポートは、販売会社または上記のホームページにおいて入手可能です。

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

本ファンドの信託期間は2006年10月4日から開始し、期限はありません。ただし、下記「(5) その他 a. 信託の終了」の場合には、信託は終了します。

(4)【計算期間】

本ファンドの計算期間は、毎年1月21日から7月20日までおよび毎年7月21日から翌年1月20日までとすることを原則とします。なお、第1計算期間は2006年10月4日から2007年1月22日までです。以上にかかわらず、この原則により各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日以降の営業日で該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日までとします。

(5)【その他】

a. 信託の終了

(a) 受益権総口数の減少に伴う繰上償還

委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の総口数が30億口を下回ることとなった場合には、受託銀行と協議のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出ることにより、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

委託会社は、かかる事項について、あらかじめ、これを公告し、かつ、知られたる受益者に対して書面を交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。繰上償還を行う場合は、下記(b)に定める受益者異議手続を準用します。

公告を行う場合は、日本経済新聞に掲載します。

(b) その他の事由による信託の終了

監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたとき、委託会社の登録取消、解散、業務廃止のとき（ただし監督官庁が信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、信託は、下記b. に記載する受益者の異議により約款変更ができない場合を除き、当該投資信託委託会社と受託銀行との間において存続します。）、受託銀行が信託業務を営む銀行でなくなったとき（ただし他の信託銀行が受託者の業務を引継ぐときを除きます。）、受託銀行の辞任または解任に際し新受託者を選任できないときは（新受託者の選任を行う場合は、下記b. に定める手続を準用します。）、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。なお、受託銀行は、委託会社の承諾を受けて受託者の任務を辞任することができます。また、受託銀行がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託銀行の解任を請求することができます。

また、委託会社は、信託期間中において、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、または正当な理由があるときは、受託銀行と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。委託会社は、かかる事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。かかる公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1か月を下らないものとします。かかる一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるとときは、信託契約の解約をしません。委託会社は、信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。以上は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、一定の期間が1か月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

公告を行う場合は、日本経済新聞に掲載します。

b. 約款変更

委託会社は、監督官庁の命令があったとき、受益者の利益のため必要と認めるときまたは正当な理由があるときは、受託銀行と合意のうえ、信託約款を変更することができます。あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。かかる公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1か月を下らないものとします。当該一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるとときは、信託約款の変更をしません。

委託会社は、信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

公告を行う場合は、日本経済新聞に掲載します。

c. その他の契約の変更

(a) 募集・販売契約

委託会社と販売会社との間の募集・販売契約は、当事者の別段の意思表示のない限り、1年ごとに自動的に更新されます。募集・販売契約は、当事者間の合意により変更することができます。その終了または変更は、必要に応じて運用報告書に記載する等の方法により受益者に対し通知を行う手配をしますが、必ずしもただちに受益者全員にこれを知らせるものではありません。

(b) 投資顧問契約

委託会社と投資顧問会社（GSAMニューヨーク）との間の投資顧問契約には期限の定めがありません。投資顧問契約は、当事者間の合意により変更することができます。投資顧問会社が法律に違反した場合、信託約款の違反となる運用の指図に関する権限の行使をした場合、本ファンドに重大な損失を生ぜしめた場合、またはその他の理由により委託会社が必要と認める場合には、委託会社は、運用の指図に関する権限の委託を中止し、または本ファンドに関する投資顧問契約上のサービスの中止または変更を投資顧問会社に対して求めることができます。投資顧問契約の終了または変更は、その内容が重大なものについて、あらかじめ、これを公告し、かつ、知られたる受益者に対して書面を交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

公告を行う場合は、日本経済新聞に掲載します。

d. 反対者の買取請求権

上記a. に規定する信託契約の解約または上記b. に規定する信託約款の変更を行う場合において、上記a. または上記b. の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、販売会社を通じ、受託銀行に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって公正な価額で買取るべき旨を請求することができます。

e. 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、投資信託委託会社の事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、信託契約に関する事業を承継させることがあります。

f. 信託業務の委託等

受託銀行は、委託会社と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をす

るときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託銀行の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

- ・委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
- ・委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
- ・委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
- ・内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

受託銀行は、上記に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が上記に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

上記にかかわらず、受託銀行は、次に掲げる業務（裁量性のないものに限ります。）を、受託銀行および委託会社が適当と認める者（受託銀行の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

- ・信託財産の保存に係る業務
- ・信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
- ・委託会社のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
- ・受託銀行が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

保管費用は、受益者の負担とし、信託財産中より支弁します。

g. 混蔵寄託

金融機関または証券会社（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本 g. において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

h. 信託財産の登記等および記載等の留保等

信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託銀行が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

前段落ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託会社または受託銀行が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託銀行が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

i. 一部解約の請求および有価証券売却等の指図

委託会社は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求および有価証券の売却等の指図ができます。

j. 再投資の指図

委託会社は、上記の一部解約の代金、売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

2【受益者の権利等】

(1) 収益分配金の受領権に関する内容および権利行使の手続

受託銀行が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。

販売会社は、自動けいぞく投資契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込に応じるものとします。当該取得申込みにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2) 償還金の受領権に関する内容および権利行使の手続

償還金（信託終了時の本ファンドの信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額）は、原則として信託終了日から起算して5営業日までに、販売会社を通じて信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者への支払いを開始します。

受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託銀行から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(3) 一部解約金の受領権に関する内容および権利行使の手続

一部解約金の受領権に関する内容および権利行使の手続については、前記「第2 手続等 2 換金(解約)手続等」をご覧ください。

一部解約金は、受益者による一部解約の実行の請求日から起算して、原則として5営業日目から販売会社を通じて受益者に支払います。

(4) 収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託銀行の免責

受託銀行は、収益分配金については支払開始前までに、償還金については支払開始日までに、一部解約金については支払日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払い込みます。

受託銀行は、上記により委託会社の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(5) 委託会社の免責

収益分配金、償還金および一部解約金の受益者への支払いについては、当該販売会社に対する支払いをもって委託会社は免責されるものとします。かかる支払いがなされた後は、当該収益分配金、償還金および一部解約金は、源泉徴収されるべき税額（および委託会社が一定期間経過後販売会社より回収した金額があればその金額）を除き、受益者の計算に属する金銭となります。

販売会社が収益分配金、償還金および一部解約金の受益者への支払いを怠ったことにより委託会社が損害を被った場合には、委託会社に過失がない場合に限り、受託銀行の承諾を得て委託会社は信託財産よりその損害の賠償を受けることができます。

(6) 換金(解約)手続等

前記「第2 手続等 2 換金(解約)手続等」をご覧ください。

第4【ファンドの経理状況】

- (1) 本ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。

なお、財務諸表に掲載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 本ファンドの計算期間は6ヵ月であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- (3) 本ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第4期計算期間（2008年1月22日から2008年7月22日まで）及び第5期計算期間（2008年7月23日から2009年1月20日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

1 【財務諸表】

【野村ファンドラップオルタナティブ G S グローバル・マーケット・ストラテジー】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第 4 期 (2008年 7 月 22 日現在)	第 5 期 (2009年 1 月 20 日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	223,016	73,909
コール・ローン	106,629,052	195,480,148
特殊債券	1,689,864,542	659,390,548
親投資信託受益証券	1,724,165,046	865,510,169
派生商品評価勘定	5,169,000	14,892,000
未収利息	1,433	690
その他未収収益	—	268,056
流動資産合計	3,526,052,089	1,735,615,520
資産合計	3,526,052,089	1,735,615,520
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	44,308,600	—
未払解約金	6,660,755	6,106,386
未払受託者報酬	1,098,605	676,708
未払委託者報酬	10,436,653	6,428,692
その他未払費用	1,045,803	644,171
流動負債合計	63,550,416	13,855,957
負債合計	63,550,416	13,855,957
純資産の部		
元本等		
元本	4,073,252,737	2,077,775,047
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△610,751,064	△356,015,484
（分配準備積立金）	112,186,927	63,266,420
元本等合計	3,462,501,673	1,721,759,563
純資産合計	3,462,501,673	1,721,759,563
負債純資産合計	3,526,052,089	1,735,615,520

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第４期 自 2008年 1 月22日 至 2008年 7 月22日	第５期 自 2008年 7 月23日 至 2009年 1 月20日
営業収益		
受取利息	22,984,293	8,841,016
有価証券売買等損益	7,570,104	△46,863,796
為替差損益	△20,936,841	△11,422,083
その他収益	217,691	268,056
営業収益合計	9,835,247	△49,176,807
営業費用		
受託者報酬	1,098,605	676,708
委託者報酬	10,436,653	6,428,692
その他費用	1,177,380	752,284
営業費用合計	12,712,638	7,857,684
営業損失（△）	△2,877,391	△57,034,491
経常損失（△）	△2,877,391	△57,034,491
当期純損失（△）	△2,877,391	△57,034,491
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	7,824,676	△12,518,777
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△784,108,782	△610,751,064
剰余金増加額又は欠損金減少額	234,280,274	311,686,185
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	234,280,274	311,686,185
剰余金減少額又は欠損金増加額	50,220,489	12,434,891
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	50,220,489	12,434,891
分配金	—	—
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△610,751,064	△356,015,484

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第4期 自 2008年1月22日 至 2008年7月22日	第5期 自 2008年7月23日 至 2009年1月20日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 特殊債券 個別法に基づき、法令及び社団法人投資信託協会規則に従い、時価評価しております。	(1) 特殊債券 同左
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	(2) 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。	(2) 親投資信託受益証券 同左
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。	為替予約取引 同左
	(1) 外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。	(1) 外貨建取引等の処理基準 同左
	但し、同61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。	

区分	第4期 自 2008年1月22日 至 2008年7月22日	第5期 自 2008年7月23日 至 2009年1月20日
	(2) 計算期間の取扱い 2008年1月20日が休業日のため、本計算期間期首は2008年1月22日としており、2008年7月20日及びその翌日が休業日のため、本計算期間末日は2008年7月22日としております。	(2) 計算期間の取扱い 2008年7月20日及びその翌日が休業日のため、本計算期間期首は2008年7月23日としております。

（貸借対照表に関する注記）

区分	第４期 (2008年７月22日現在)	第５期 (2009年１月20日現在)
１．元本の推移		
期首元本額	5,320,662,415円	4,073,252,737円
期中追加設定元本額	341,669,611円	85,212,617円
期中一部解約元本額	1,589,079,289円	2,080,690,307円
２．計算期間末日における受益権の総数	4,073,252,737口	2,077,775,047口
３．元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は610,751,064円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は356,015,484円であります。

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

区分	第４期 自 2008年１月22日 至 2008年７月22日	第５期 自 2008年７月23日 至 2009年１月20日
分配金の計算過程		
費用控除後の配当等収益額	30,872,449円	7,526,033円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	－円	－円
収益調整金額	68,964,495円	36,751,003円
分配準備積立金額	81,314,478円	55,740,387円
本ファンドの分配対象収益額	181,151,422円	100,017,423円
本ファンドの期末残存口数	4,073,252,737口	2,077,775,047口
１口当たり収益分配対象額	0.044473円	0.048136円
１口当たり分配金額	－円	－円
収益分配金金額	－円	－円

（注）上記の費用控除後の配当等収益額は本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含んでおります。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第 4 期 (2008年 7 月22日現在)		第 5 期 (2009年 1 月20日現在)	
	貸借対照表計上額 (円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額 (円)	貸借対照表計上額 (円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額 (円)
特殊債券	1,689,864,542	7,314,308	659,390,548	600,895
親投資信託受益証券	1,724,165,046	△2,845,981	865,510,169	△40,550,552
合計	3,414,029,588	4,468,327	1,524,900,717	△39,949,657

(デリバティブ取引等に関する注記)

Ⅰ 取引の状況に関する事項

第4期 自 2008年1月22日 至 2008年7月22日	第5期 自 2008年7月23日 至 2009年1月20日
1. 取引の内容 当投資信託の利用しているデリバティブ取引は、通貨関連では為替予約取引であります。 2. 取引に関する取組方針 デリバティブ取引は、信託約款に定める運用の基本方針に従う方針であります。 3. 取引の利用目的 デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避する目的で採用しています。 4. 取引に係るリスクの内容 当投資信託の利用しているデリバティブ取引に係るリスクとしては、為替などの市場価格が変動する事によって発生するマーケットリスク及び取引相手先が契約を履行できなくなる場合、すなわちデフォルト状態となった時に発生する取引先リスクがあります。 5. 取引に係るリスク管理体制 デリバティブ取引の執行・管理については、運用・執行を担当する部署により行っております。また、法令などに基づく損失限度額のモニタリングは別途コンプライアンス部により行われております。 6. 取引の時価等に関する事項についての補足説明 取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	1. 取引の内容 同左 2. 取引に関する取組方針 同左 3. 取引の利用目的 同左 4. 取引に係るリスクの内容 同左 5. 取引に係るリスク管理体制 同左 6. 取引の時価等に関する事項についての補足説明 同左

Ⅱ 取引の時価等に関する事項

通貨関連

区分	種類	第4期（2008年7月22日現在）				第5期（2009年1月20日現在）			
		契約額等 (円)	うち1年超（円）	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち1 年超（円）	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引以外の取引	為替予約取引								
	買建米ドル	313,641,000	—	318,810,000	5,169,000	—	—	—	—
	売建米ドル	1,964,455,400	—	2,008,764,000	△44,308,600	674,301,000	—	659,409,000	14,892,000
合計		2,278,096,400	—	2,327,574,000	△39,139,600	674,301,000	—	659,409,000	14,892,000

（注）時価の算定方法

・為替予約取引

1. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

(1) 計算期間末日において予約為替の受渡し日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該予約為替は当該対顧客先物相場の仲値で評価しております。

(2) 計算期間末日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

① 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。

② 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値により評価しております。

2. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値により評価しております。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

区分	第4期 (2008年7月22日現在)	第5期 (2009年1月20日現在)
1口当たり純資産額	0.8501円	0.8287円

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

① 有価証券明細表

(ア) 株式

該当事項はありません。

(イ) 株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
日本円	親投資信託 受益証券	G S グローバル・マーケット・ストラテ ジー・マザーファンド	996,328,041	865,510,169	
				865,510,169	
小計	特殊債券	FHLB DISCOUNT NT 0% FNM DISCOUNT NT 0%	1,970,000.00	1,968,149.45	
米ドル			5,330,000.00	5,323,573.97	
小計				7,291,723.42	
				(659,390,548)	
合計				1,524,900,717	
				(659,390,548)	

(注) 1. 小計欄の（ ）内は、邦貨換算額であります。

2. 合計金額欄の（ ）内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券時価比率	合計金額に対する比率
米ドル	特殊債券 2銘柄	100.0%	100.0%

② デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「(3) 注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」の「II 取引の時価等に関する事項」に記載されております。

参考情報

本ファンドは、「G Sグローバル・マーケット・ストラテジー・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、同親投資信託の状況は以下の通りです。

「G Sグローバル・マーケット・ストラテジー・マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。

(1) 貸借対照表

区分	注記 番号	(2008年7月22日現在)	(2009年1月20日現在)
		金額（円）	金額（円）
資産の部			
流動資産			
預金		303,164	865,758
コール・ローン		3,178,204,923	4,375,836,198
特殊債券	※ 1	31,357,017,611	17,731,776,833
派生商品評価勘定		4,128,904,933	2,036,354,765
未収入金		—	4,392,369,324
未収利息		42,729	15,459
差入委託証拠金		800,320,025	1,483,011,709
流動資産合計		39,464,793,385	30,020,230,046
資産合計		39,464,793,385	30,020,230,046
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		4,391,993,518	1,914,131,129
未払金		—	4,383,773,768
未払解約金		447,954,611	303,995,615
流動負債合計		4,839,948,129	6,601,900,512
負債合計		4,839,948,129	6,601,900,512

区分	注記 番号	(2008年 7 月22日現在)	(2009年 1 月20日現在)
		金額（円）	金額（円）
純資産の部			
元本等			
元本		38,144,154,057	26,957,988,437
剰余金			
欠損金		3,519,308,801	3,539,658,903
剰余金合計		△3,519,308,801	△3,539,658,903
元本等合計		34,624,845,256	23,418,329,534
純資産合計		34,624,845,256	23,418,329,534
負債・純資産合計		39,464,793,385	30,020,230,046

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自 2008年1月22日 至 2008年7月22日	自 2008年7月23日 至 2009年1月20日
1. 有価証券の評価基準 及び評価方法	特殊債券 個別法に基づき、法令及び社団法人投資信託 協会規則に従い、時価評価しております。	特殊債券 同左
2. デリバティブの評価 基準及び評価方法	(1) 為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、わが国に おける計算期間末日の対顧客先物売買相場 の仲値によって計算しております。 (2) 先物取引 個別法に基づき、法令及び社団法人投資信 託協会規則に従い、時価評価しております。	(1) 為替予約取引 同左 (2) 先物取引 同左
3. その他財務諸表作成 のための基本となる 重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計 算に関する規則」（平成12年総理府令第133 号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨 の額をもって記録する方法を採用しております。 但し、同61条に基づき、外国通貨の売却時に おいて、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等 の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日 の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨 の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国 為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定 に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当 の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算し た外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益 とする計理処理を採用しております。	外貨建取引等の処理基準 同左

(貸借対照表に関する注記)

区分	(2008年 7 月22日現在)	(2009年 1 月20日現在)												
1. 元本の推移														
期首元本額	55,307,304,179円	38,144,154,057円												
期中追加設定元本額	1,051,983,678円	1,340,734,350円												
期中一部解約元本額	18,215,133,800円	12,526,899,970円												
期末元本額	38,144,154,057円	26,957,988,437円												
元本の内訳														
G S グローバル・マーケット・ストラテジー（年1回決算型）	13,295,280,801円	10,779,622,041円												
G S グローバル・マーケット・ストラテジー（年2回決算型）	15,589,615,560円	11,584,311,393円												
G S グローバル・マーケット・ストラテジー（野村SMA向け）	1,475,110,972円	828,316,357円												
野村ファンドラップ オルタナティブ G S グローバル・マーケット・ストラテジー	1,899,487,767円	996,328,041円												
G S グローバル・マーケット・ストラテジー F（適格機関投資家専用）	5,884,658,957円	2,769,410,605円												
2. 差入委託証拠金代用有価証券（※1）	先物取引に係る差入委託証拠金代用有価証券として、以下のとおり差入を行なっております。 <table border="1"><tr><td>担保資産</td><td>金額</td></tr><tr><td>特殊債券</td><td>4,250,358,197円</td></tr><tr><td>合計</td><td>4,250,358,197円</td></tr></table>	担保資産	金額	特殊債券	4,250,358,197円	合計	4,250,358,197円	先物取引に係る差入委託証拠金代用有価証券として、以下のとおり差入を行なっております。 <table border="1"><tr><td>担保資産</td><td>金額</td></tr><tr><td>特殊債券</td><td>1,083,916,587円</td></tr><tr><td>合計</td><td>1,083,916,587円</td></tr></table>	担保資産	金額	特殊債券	1,083,916,587円	合計	1,083,916,587円
担保資産	金額													
特殊債券	4,250,358,197円													
合計	4,250,358,197円													
担保資産	金額													
特殊債券	1,083,916,587円													
合計	1,083,916,587円													
3. 計算期間末日における受益権の総数	38,144,154,057口	26,957,988,437口												
4. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は3,519,308,801円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は3,539,658,903円であります。												

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	(2008年 7 月22日現在)		(2009年 1 月20日現在)	
	貸借対照表計上額 (円)	当計算期間の損益に含 まれた評価差額 (円)	貸借対照表計上額 (円)	当計算期間の損益に含 まれた評価差額 (円)
特殊債券	31,357,017,611	132,102,981	17,731,776,833	16,783,739
合計	31,357,017,611	132,102,981	17,731,776,833	16,783,739

(デリバティブ取引等に関する注記)

I 取引の状況に関する事項

自 2008年1月22日 至 2008年7月22日	自 2008年7月23日 至 2009年1月20日
1. 取引の内容 当投資信託の利用しているデリバティブ取引は、通貨関連では為替予約取引、株式関連では先物取引、債券関連では先物取引であります。 2. 取引に対する取組方針 デリバティブ取引は、信託約款に定める運用の基本方針に従う方針であります。 3. 取引の利用目的 デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避する目的で利用しています。 4. 取引に係るリスクの内容 当投資信託の利用しているデリバティブ取引に係るリスクとしては、株価、金利、為替などの市場価格が変動する事によって発生するマーケットリスク及び取引相手先が契約を履行できなくなる場合、すなわちデフォルト状態となった時に発生する取引先リスクがあります。 5. 取引に係るリスク管理体制 デリバティブ取引の執行・管理については、運用・執行を担当する部署により行っております。また、法令などに基づく損失限度額のモニタリングは別途コンプライアンス部により行われております。 6. 取引の時価等に関する事項についての補足説明 取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	1. 取引の内容 同左 2. 取引に対する取組方針 同左 3. 取引の利用目的 同左 4. 取引に係るリスクの内容 同左 5. 取引に係るリスク管理体制 同左 6. 取引の時価等に関する事項についての補足説明 同左

II 取引の時価等に関する事項

(1) 株式関連

区分	種類	(2008年7月22日現在)				(2009年1月20日現在)			
		契約額等 (円)	うち1 年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち1 年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引	株価指数								
	先物取引								
	買建	40,495,275,580	—	40,898,265,361	402,989,781	9,621,794,906	—	8,990,836,336	△ 630,958,570
	売建	34,702,768,710	—	34,008,313,724	694,454,986	7,745,637,506	—	7,175,554,255	570,083,251
合計		75,198,044,290	—	74,906,579,085	1,097,444,767	17,367,432,412	—	16,166,390,591	△ 60,875,319

(2) 債券関連

区分	種類	(2008年7月22日現在)				(2009年1月20日現在)			
		契約額等 (円)	うち1 年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち1 年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引	債券先物取引								
	買建	67,028,462,502	—	66,232,461,421	△ 796,001,081	13,175,460,337	—	13,359,476,887	184,016,550
	売建	34,857,485,858	—	34,604,508,671	252,977,187	7,111,821,047	—	7,293,328,279	△ 181,507,232

区分	種類	(2008年7月22日現在)				(2009年1月20日現在)			
		契約額等 (円)	うち1 年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち1 年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)
	合計	101,885,948,360	—	100,836,970,092	△ 543,023,894	20,287,281,384	—	20,652,805,166	2,509,318

(3) 通貨関連

区分	種類	(2008年7月22日現在)				(2009年1月20日現在)			
		契約額等 (円)	うち1 年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち1 年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引以外の取引	為替予約取引								
	買建								
	米ドル	5,122,186,600	—	5,196,015,000	73,828,400	885,381,750	—	894,366,000	8,984,250
	カナダドル	15,162,193,520	—	15,476,373,000	314,179,480	763,016,800	—	747,032,000	△15,984,800
	ユーロ	5,512,760,000	—	5,646,760,000	134,000,000	1,294,544,250	—	1,202,530,000	△92,014,250
	英ポンド	19,068,982,625	—	19,479,504,375	410,521,750	—	—	—	—
	スイスフラン	1,067,775,000	—	1,083,461,250	15,686,250	—	—	—	—
	スウェーデンクローナ	2,008,201,800	—	2,067,120,000	58,918,200	1,173,345,800	—	1,141,620,000	△31,725,800
	ノルウェークローネ	23,249,935,000	—	23,477,100,000	227,165,000	607,104,000	—	612,960,000	5,856,000
	オーストラリアドル	454,387,500	—	462,870,000	8,482,500	2,359,221,800	—	2,181,726,000	△177,495,800
	ニュージーランドドル	757,671,500	—	760,095,000	2,423,500	4,736,115,000	—	4,060,450,000	△675,665,000
	シンガポールドル	1,432,624,000	—	1,449,184,000	16,560,000	985,926,600	—	950,528,000	△35,398,600
	売建								
	米ドル	37,854,190,500	—	38,637,552,000	△783,361,500	19,268,965,500	—	18,824,893,000	444,072,500
	カナダドル	12,041,736,700	—	12,330,252,000	△288,515,300	2,487,727,800	—	2,255,462,000	232,265,800
	ユーロ	702,889,550	—	716,380,000	△13,490,450	1,902,448,000	—	1,877,120,000	25,328,000
	英ポンド	6,159,272,387	—	6,281,578,125	△122,305,738	1,993,616,812	—	1,906,961,250	86,655,562
	スイスフラン	8,962,023,300	—	9,098,463,750	△136,440,450	1,943,207,375	—	1,897,585,000	45,622,375

区分	種類	(2008年7月22日現在)				(2009年1月20日現在)			
		契約額等 (円)	うち1 年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち1 年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)
	スウェーデンクローナ	1,163,580,000	—	1,176,120,000	△12,540,000	1,695,153,400	—	1,529,340,000	165,813,400
	ノルウェークローネ	703,596,000	—	708,900,000	△5,304,000	3,591,736,000	—	3,422,360,000	169,376,000
	オーストラリアドル	14,165,683,100	—	14,616,406,000	△450,722,900	—	—	—	—
	ニュージーランドドル	13,158,473,960	—	13,305,663,000	△147,189,040	502,600,000	—	477,700,000	24,900,000
	シンガポールドル	5,858,478,840	—	5,977,884,000	△119,405,160	—	—	—	—
	合計	174,606,641,882	—	177,947,681,500	△817,509,458	46,190,110,887	—	43,982,633,250	180,589,637

(注) 時価の算定方法

・先物取引

1. 先物取引の残高表示は、契約額によっております。
2. 計算期間末日に知りうる直近の日の、主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。2つ以上の取引所に上場されていて、かつ当該取引所相互間で反対売買が可能な先物取引については、取引量を勘案して評価を行う取引所を決定しております。

・為替予約取引

1. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。
 - (1) 計算期間末日において予約為替の受渡し日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該予約為替は当該対顧客先物相場の仲値により評価しております。
 - (2) 計算期間末日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 - ① 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。
 - ② 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値により評価しております。
2. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値により評価しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

区分	(2008年7月22日現在)	(2009年1月20日現在)
1口当たり純資産額	0.9077円	0.8687円

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

(3) 附属明細表

① 有価証券明細表

(ア) 株式

該当事項はありません。

(イ) 株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
米ドル	特殊債券	FHLB DISCOUNT NT 0%	49,860,000.00	49,813,173.15	*
		FNM DISCOUNT NT 0% 090316	105,000,000.00	104,879,687.50	
		FNM DISCOUNT NT 0% 090323	41,440,000.00	41,390,041.41	
小計				196,082,902.06	
				(17,731,776,833)	
合計				17,731,776,833	
				(17,731,776,833)	

(注) 1. 通貨種類毎の小計欄の（ ）内は邦貨換算額であります。

2. 合計金額欄の（ ）内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券時価比率	合計金額に対する比率
米ドル	特殊債券 3銘柄	100.0%	100.0%

4. ＊先物取引に係る差入保証金代用有価証券として以下の有価証券の差入を行っております。

通貨	種類	銘柄	券面総額
米ドル	特殊債券	FNM DISCOUNT NT 0% 090316	12,000,000.00

② デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「(2) 注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」の「II 取引の時価等に関する事項」に記載されております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

（2009年1月30日現在）

I 資産総額	1,698,394,359円
II 負債総額	5,229,698円
III 純資産総額(I－II)	1,693,164,661円
IV 発行済口数	2,059,108,987口
V 1口当たり純資産額(III／IV)	0.8223円

参考情報

<GSグローバル・マーケット・ストラテジー・マザーファンド>

純資産額計算書

（2009年1月30日現在）

I 資産総額	24,489,652,512円
II 負債総額	2,447,574,373円
III 純資産総額(I－II)	22,042,078,139円
IV 発行済口数	25,767,316,630口
V 1口当たり純資産額(III／IV)	0.8554円

第5【設定及び解約の実績】

下記計算期間中の設定及び解約の実績ならびに当該計算期末の発行済み口数は次の通りです。

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第1期	自 2006年10月4日 至 2007年1月22日	1,047,264,148 (0)	862,386 (0)	1,046,401,762 (0)
第2期	自 2007年1月23日 至 2007年7月20日	2,843,124,375 (0)	80,924,620 (0)	3,808,601,517 (0)
第3期	自 2007年7月21日 至 2008年1月21日	2,091,097,592 (0)	579,036,694 (0)	5,320,662,415 (0)
第4期	自 2008年1月22日 至 2008年7月22日	341,669,611 (0)	1,589,079,289 (0)	4,073,252,737 (0)
第5期	自 2008年7月23日 至 2009年1月20日	85,212,617 (0)	2,080,690,307 (0)	2,077,775,047 (0)

（注1）（ ）内の数字は本邦外における設定、解約及び発行済み口数です。

（注2） 設定口数には当初募集期間中の設定口数を含みます。

第三部【特別情報】

第1【委託会社等の概況】

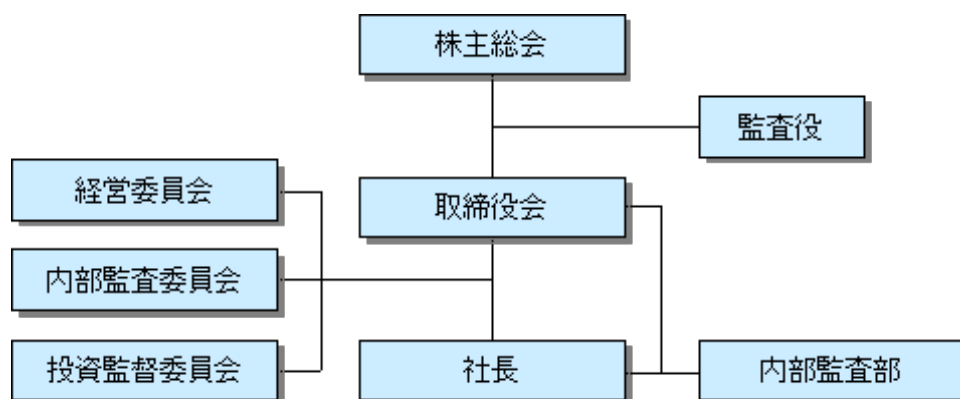
1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額（本書提出日現在）

- ① 資本金の額：金4億9,000万円
- ② 発行する株式の総数：8,000株
- ③ 発行済株式の総数：6,400株
- ④ 最近5年における主な資本の額の増減：該当事項はありません。

(2) 委託会社等の機構

- ① 委託会社の業務運営の組織体系は以下の通りです。



経営の意思決定機関として取締役会をおきます。取締役会は、委託会社の業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務を監督します。代表取締役である社長は、委託会社を代表し、全般の業務執行について指揮統括します。取締役は、委嘱された業務の執行にあたり、また、社長に事故あるときにその職務を代行します。委託会社の業務執行にかかる重要事項を審議する機関として経営委員会をおきます。経営委員会は、取締役会に直属し、委託会社の業務執行に関して法令により認められる限度で取締役会が有する権限を保持し、執行します。委託会社の一切の活動における法令遵守に関して管理監督する機関として内部監査委員会をおきます。内部監査委員会は、取締役会に直属し、委託会社が法律上・規制上の一切の要件と社内の方針とを遵守するという目的に関し、法律により許可されているすべての権限を行使することができます。投資監督委員会は、運用管理に関する重要事項およびこれらについての基本方針の策定ならびに運用に関する評価を行います。監査役は、委託会社の会計監査および業務監査を行います。業務の執行は、取締役が行います。

② 投資運用の意思決定機構

委託会社における投資運用の意思決定は運用本部所属の各部において行われます。運用本部は以下のような部によって構成されています。運用本部の各部では株式運用部長、計量運用部長および債券通貨運用部長がその所属員を指揮監督し、部の業務を統括しています。株式運用部は、日本株の運用を、計量運用部は、計量運用によるタイミング戦略、株式国別配分、債券国別配分および通貨配分などの各戦略をはじめとする多資産クラスの運用ならびに計量運用手法による株式の運用を、債券通貨運用部は、債券および通貨の運用をそれぞれ担当します。それぞれの運用部は各資産クラスの運用について独立した責任と権限をもち、投資運用に関する意思決定を行います。また、運用本部には、上記のほかに、運用投資戦略部、マルチプロダクト・ファンド室およびオルタナティブ投資室があります。



投資運用の意思決定には、委託会社が属するゴールドマン・サックスの資産運用グループのリソースが活用されます。委託会社の運用本部はゴールドマン・サックスの資産運用グループのポートフォリオ・マネージメント・チームの構成員として、他の構成員たる様々な地域のポートフォリオ・マネージメント・チームとグローバルな情報交換を行っています。

2【事業の内容及び営業の概況】

① 事業の内容

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその投資運用業務および投資助言業務を行っています。また、金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業務および第二種金融商品取引業務を行っています。

② 委託会社の運用するファンド

2009年2月27日現在、委託会社が運用するファンドの種類別本数は以下のとおりです（マザーファンドを除き計101本）。純資産総額の合計は、マザーファンドを除き1,385,243,698,685円です。

（2009年2月27日現在）

ファンドの基本的性格	本数	純資産総額（円）
追加型株式投資信託／国内株式型	29	312,343,874,124
追加型株式投資信託／バランス型	32	555,932,926,567
追加型株式投資信託／国際株式型	14	148,113,067,484
追加型株式投資信託／派生商品型	8	22,807,354,464
追加型証券投資信託／ファンド・オブ・ファンズ	18	346,046,476,046
親投資信託	31	1,038,888,729,373

3【委託会社等の経理状況】

1. 財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、改正後の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

ただし第12期事業年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）は、改正前の財務諸表等規則並びに同規則第2条の規定に基づき「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則」（平成12年総理府令第129号）に基づいて作成しております。

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

2. 監査証明について

当社は、旧証券取引法第193条の2の規定に基づき、第12期事業年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）の財務諸表について、及び金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第13期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第14期事業年度の中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の中間財務諸表について、あらた監査法人の中間監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

期別		第12期 (平成19年 3 月31日現在)			第13期 (平成20年 3 月31日現在)		
資産の部							
科目	注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
		千円	千円	%	千円	千円	%
流動資産							
現金・預金			9,177,528			20,633,688	
支払委託金			—			26	
収益分配金		—			26		
前払費用			61,622			61,332	
未収入金	※ 2		126,314			—	
未収委託者報酬			2,081,011			1,954,533	
未収運用受託報酬			—			1,158,119	
未収収益	※ 2		728,713			302,947	
未収消費税等			21,969			—	
立替金	※ 2		107,113			238,533	
預け金			—			823,248	
繰延税金資産			391,131			704,568	
流動資産計			12,695,404	70.7		25,876,998	84.4
固定資産							
無形固定資産			209,495			250,829	
ソフトウェア	※ 1	208,801			250,134		
その他の無形固定資産		694			694		
投資その他の資産			5,051,808			4,533,977	
投資有価証券		3,671,508			2,597,580		
長期差入保証金		26,000			25,000		
繰延税金資産		1,277,324			1,835,253		
その他の投資等		76,975			76,144		
固定資産計			5,261,304	29.3		4,784,806	15.6
資産合計			17,956,709	100.0		30,661,805	100.0

期別		第12期 (平成19年 3 月31日現在)			第13期 (平成20年 3 月31日現在)		
負債の部							
科目	注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
		千円	千円	%	千円	千円	%
流動負債							
預り金			3,097			4,267	
未払金			772,565			750,440	
未払収益分配金		77			47		
未払償還金		3,169			72		
未払手数料		769,319			749,178		
その他未払金		—			1,141		
未払費用	＊ 2		2,523,934			4,190,487	
役員賞与引当金			45,955			27,830	
未払法人税等			40,260			1,756,244	
未払消費税等			—			85,903	
流動負債計			3,385,813	18.9		6,815,172	22.2
固定負債							
長期未払費用	＊ 2		2,907,290			3,872,907	
長期借入金	＊ 2		—			5,000,000	
役員退職慰労引当金			727,712			900,990	
その他固定負債			650			650	
固定負債計			3,635,652	20.2		9,774,548	31.9
負債合計			7,021,466	39.1		16,589,721	54.1

期別		第12期 (平成19年 3 月31日現在)			第13期 (平成20年 3 月31日現在)		
純資産の部							
科目	注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
		千円	千円	%	千円	千円	%
株主資本							
資本金			490,000			490,000	
資本剰余金			390,000			390,000	
資本準備金		390,000			390,000		
利益剰余金			10,054,838			13,246,898	
その他利益剰余金		10,054,838			13,246,898		
繰越利益剰余金		10,054,838			13,246,898		
株主資本合計			10,934,838	60.9		14,126,898	46.1
評価・換算差額等							
その他有価証券評価差額金		403			△54,814		
評価・換算差額等合計			403	0.0		△54,814	△0.2
純資産合計			10,935,242	60.9		14,072,083	45.9
負債・純資産合計			17,956,709	100.0		30,661,805	100.0

(2) 【損益計算書】

期別			第12期 自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日			第13期 自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日		
科目		注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
経常損益の部	営業損益の部	営業収益	千円	千円	%	千円	千円	%
		委託者報酬		21,252,062			19,434,127	
		運用受託報酬	※ 4	—			5,956,464	
		その他営業収益	※ 4	6,172,505			1,738,458	
		営業収益計		27,424,567	100.0		27,129,050	100.0
		営業費用						
		支払手数料		8,795,591			8,188,620	
		広告宣伝費		259,536			385,347	
		受益証券発行費		1,275			—	
		調査費		3,126,022			1,697,104	
		調査費	305			124		
		委託調査費	※ 4	3,125,717		1,696,980		
		委託計算費		310,860			318,677	
		営業雑経費		727,927			805,905	
		通信費		261,981		299,260		
		印刷費		439,428		475,240		
		協会費		26,517		31,404		
		営業費用計		13,221,214	48.2		11,395,655	42.0
		一般管理費						
		給料		4,038,962			6,869,229	
		役員報酬	※ 1	415,118		435,616		
		給料・手当		1,851,344		2,763,612		
		賞与		1,417,213		1,916,804		
		株式従業員報酬	※ 2,4	275,835		527,516		
		その他の報酬		79,451		1,225,680		
		交際費		49,878			55,152	
		寄付金		8,026			4,959	
		旅費交通費		215,397			287,861	
		租税公課		90,388			88,876	
		不動産賃借料		482,740			474,054	
		退職給付費用		850,611			1,370,867	
		役員退職慰労引当金 繰入額		357,210			226,617	
		役員賞与引当金繰入 額		110,209			53,415	
		固定資産減価償却費		36,330			48,314	
		事務委託費		1,171,755			474,596	
		諸経費		667,057			795,655	
		一般管理費計		8,078,566	29.5		10,749,601	39.6
		営業利益		6,124,787	22.3		4,983,793	18.4

期別			第12期 自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日			第13期 自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日			
科目			注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
経常損益の部	営業外損益の部	営業外収益							
		有価証券分配金			68,166			78,024	
		為替差益			12,433			—	
		受取利息			139			43,754	
		有価証券売却益			—			21	
		株式従業員報酬	*2,4		—			464,384	
		雑益			—			648	
		営業外収益計			80,739	0.3		586,832	2.2
		営業外費用							
		支払利息	*4		—			18,533	
		為替差損			—			119,113	
		株式従業員報酬	*2,4		544,200			—	
営業外費用計				544,200	2.0		137,646	0.5	
経常利益					5,661,325	20.6		5,432,980	20.0

期別		第12期 自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日			第13期 自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日			
科目		注記 番号	内 訳	金 額	構 成 比	内 訳	金 額	構 成 比
特別 損益 の部	特別利益							
	特別利益計			—	0.0		—	0.0
	特別損失							
	特別損失計			—	0.0		—	0.0
税引前当期純利益				5,661,325	20.6		5,432,980	20.0
法人税等		※ 3		2,628,006	9.6		—	
法人税、住民税及び事業税				—			3,074,404	11.3
法人税等調整額				105,535	0.4		△833,483	△3.1
当期純利益				2,927,783	10.7		3,192,059	11.8

(3) 【株主資本等変動計算書】

第12期
(自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本						評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計				
				繰越利益剰余金					
平成18年3月31日残高	490,000	390,000	390,000	10,621,455	10,621,455	11,501,455	—	—	11,501,455
事業年度中の変動額									
剰余金の配当（注）				△3,494,400	△3,494,400	△3,494,400			△3,494,400
当期純利益				2,927,783	2,927,783	2,927,783			2,927,783
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）						—	403	403	403
事業年度中の変動額合計	—	—	—	△566,617	△566,617	△566,617	403	403	△566,214
平成19年3月31日残高	490,000	390,000	390,000	10,054,838	10,054,838	10,934,838	403	403	10,935,242

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

第13期
(自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本						評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計				
				繰越利益剰余金					
平成19年3月31日残高	490,000	390,000	390,000	10,054,838	10,054,838	10,934,838	403	403	10,935,242
事業年度中の変動額									
当期純利益				3,192,059	3,192,059	3,192,059			3,192,059
株主資本以外の項目 の事業年度中の変動 額（純額）						—	△55,217	△55,217	△55,217
事業年度中の変動額合計	—	—	—	3,192,059	3,192,059	3,192,059	△55,217	△55,217	3,136,841
平成20年3月31日残高	490,000	390,000	390,000	13,246,898	13,246,898	14,126,898	△54,814	△54,814	14,072,083

重要な会計方針

区分	第12期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	第13期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1. 有価証券の評価基準及び 評価方法	その他有価証券 時価のあるもの 時価をもって貸借対照表価額とし、取得 原価（移動平均法による原価法）ないし 償却原価との評価差額については全部純 資産直入する方法によっております。 時価のないもの 移動平均法による原価法によっており ます。	その他有価証券 同左
2. 固定資産の減価償却の方 法	無形固定資産 定額法により償却しております。 なお、自社利用のソフトウェアについて は、社内における利用可能期間（5年） に基づく定額法により償却しておりま す。	無形固定資産 同左
3. 引当金の計上基準	(1) 役員賞与引当金 役員に対して支給する賞与の支出に 充てるため、支給見込額に基づき当事 業年度に見合う分を計上しておりま す。 (追加情報) 当事業年度より、当社役員に対し職務 執行の対価として役員賞与を支給して おります。それに伴い「役員賞与に関 する会計基準」（企業会計基準委員会 平成17年11月29日 企業会計基準第4 号）を適用しております。尚、役員賞与 に係る以下の科目を計上しておりま す。 役員賞与引当金 45,955千円 役員賞与引当金繰入額 110,209千円 (2) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労金の支出に備えて、当社 内規に基づく期末要支給見積額を計上 しております。	(1) 役員賞与引当金 役員に対して支給する賞与の支出に 充てるため、支給見込額に基づき当事 業年度に見合う分を計上しておりま す。 (2) 役員退職慰労引当金 同左 (3) 貸倒引当金 貸倒懸念債権等特定の債権について は個別に回収可能性を勘案し、回収不 能見込額を計上しております。

区分	第12期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	第13期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1) 株式従業員報酬の会計処理方法 役員及び従業員に付与されておりま す、ザ・ゴールドマン・サックス・グ ループ・インク株式に係る報酬につい ては、企業会計基準第8号「ストック ・オプション等に関する会計基準」及 び企業会計基準適用指針第11号「ス tock・オプション等に関する会計基 準の適用指針」に準じて、権利付与日 公正価値及び付与された株数に基づき 計算される費用を権利確定計算期間に わたり人件費（営業費用及び一般管理 費）として処理しております。また、ザ ・ゴールドマン・サックス・グループ ・インクおよびゴールドマン・サック ス・ジャパン・ホールディングス有限 会社との契約に基づき当社が負担す る、権利付与日以降の株価の変動によ り発生する損益については営業外損益 として処理しております。 (2) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、 税抜方式によっております。	(1) 株式従業員報酬の会計処理方法 同左 (2) 消費税等の会計処理 同左

会計方針の変更

区分	第12期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	第13期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等	当事業年度から貸借対照表の純資産の部の表示は「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号）（共に会社法施行日である平成18年5月1日以後終了する事業年度より適用開始）に基づいております。従来の資本の部の合計に相当する金額は10,935,242千円であり、この変更による損益に与える影響はありません。	—————
貸借対照表の未収入金に関する表示方法の変更	—————	関係会社からの収益の振替に伴う未収勘定は、前期まで「未収入金」として表示しておりましたが、当期より「未収収益」として表示しております。
貸借対照表の未収収益に関する表示方法の変更	—————	運用受託報酬の未収勘定は、前期まで「未収収益」として表示しておりましたが、当期より「未収運用受託報酬」として表示しております。
損益計算書の営業収益に関する表示方法の変更	—————	運用受託報酬は、前期まで「その他営業収益」に含めて表示しておりましたが、当期より「運用受託報酬」として区分掲記しております。
損益計算書の事務委託費に関する表示方法の変更	—————	国内関係会社との兼務従業員の人件費等は、前期まで「事務委託費」に含めて表示しておりましたが、当期より「その他の報酬」として表示しております。
損益計算書の委託調査費に関する表示方法の変更	—————	関係会社から振り替えられる収益の一部は、前期まで「委託調査費」として純額で表示しておりましたが、当期より「運用受託報酬」として総額で表示しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

第12期 (平成19年3月31日現在)	第13期 (平成20年3月31日現在)
※1 無形固定資産の減価償却累計額 ソフトウェア 96,881千円 ※2 関係会社項目 関係会社に対する資産及び負債には次のものがあります。 流動資産 未収入金 126,314千円 流動負債 未払費用 197,250千円 固定負債 長期未払費用 901,792千円	※1 _____ ※2 関係会社項目 同左 流動資産 未収収益 384,791千円 立替金 55,413千円 流動負債 未払費用 123,493千円 固定負債 長期借入金 5,000,000千円 長期未払費用 426,847千円

（損益計算書関係）

第12期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	第13期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
＊1 役員報酬の範囲額 取締役年額 1,000,000千円以内 監査役年額 35,000千円以内 ＊2 株式従業員報酬 役員及び従業員に付与されておりますザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク株式に係る報酬に関するものであり、当該株式の株価及び付与された株数に基づき算出し配賦されております。 ＊3 法人税等には法人税、住民税及び事業税が含まれております。 ＊4 関係会社項目 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。 営業収益 その他営業収益 2,573,043千円 営業費用 委託調査費 3,125,717千円 営業外費用 株式従業員報酬 470,132千円	＊1 ＊2 株式従業員報酬 同左 ＊3 ＊4 関係会社項目 同左 営業収益 運用受託報酬 1,235,724千円 その他営業収益 1,738,458千円 営業費用 委託調査費 1,666,202千円 株式従業員報酬 114,904千円 営業外収益 株式従業員報酬 270,489千円 営業外費用 支払利息 18,533千円

（株主資本等変動計算書関係）

第12期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	6,400	—	—	6,400

2 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当 額 (円)	基準日	効力発生日
平成18年6月27日 定時株主総会	普通株式	3,494,400	546,000	平成18年3月31日	平成18年6月27日

第13期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	6,400	—	—	6,400

（リース取引関係）

第12期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	第13期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
注記すべきリース取引を行っていないため、該当事項はありません。	同左

（有価証券関係）

第12期 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日)					第13期 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)				
1. その他有価証券で時価のあるもの					1. その他有価証券で時価のあるもの				
区分	種類	取得原価 (千円)	貸借対照 表計上額 (千円)	差額 (千円)	区分	種類	取得原価 (千円)	貸借対照 表計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上 額が取得原価を 超えるもの	投資信託 受益証券	1,701,000	1,701,680	680	貸借対照表計上 額が取得原価を 超えないもの	投資信託 受益証券	2,690,000	2,597,580	△92,420
2. 時価評価されていないその他有価証券									
	貸借対照表計上額 (千円)								
外貨建MMF	1,969,828								

（デリバティブ取引関係）

第12期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	第13期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。	同左

（退職給付関係）

第12期 （自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）	第13期 （自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）
1 採用している退職給付制度の概要 当社は、退職給付制度を採用しておりません。	1 採用している退職給付制度の概要 同左
2 退職給付費用に関する事項 損益計算書上、出向者負担金等に含まれる退職給付費用負担金相当額を、退職給付費用として計上しております。	2 退職給付費用に関する事項 同左

（税効果会計関係）

第12期 （自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）	第13期 （自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）																																																
1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳 繰延税金資産 <table> <tr> <td>未払費用（株式従業員報酬）</td><td>101,010 千円</td></tr> <tr> <td>未払費用（駐在員税額補助）</td><td>56,916</td></tr> <tr> <td>未払費用（賞与）</td><td>194,873</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>38,332</td></tr> <tr> <td>小計</td><td>391,131</td></tr> <tr> <td>長期未払費用（株式従業員報酬）</td><td>357,952</td></tr> <tr> <td>長期未払費用（退職給付）</td><td>587,965</td></tr> <tr> <td>役員退職慰労引当金</td><td>296,132</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>35,275</td></tr> <tr> <td>小計</td><td>1,277,324</td></tr> <tr> <td></td><td>1,668,455 千円</td></tr> </table> 2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 <table> <tr> <td>法定実効税率（調整）</td><td>40.69 %</td></tr> <tr> <td>役員賞与等永久に損金に算入されない項目</td><td>7.82</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>△0.24</td></tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td>48.28 %</td></tr> </table> 3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正 該当事項はありません。	未払費用（株式従業員報酬）	101,010 千円	未払費用（駐在員税額補助）	56,916	未払費用（賞与）	194,873	その他	38,332	小計	391,131	長期未払費用（株式従業員報酬）	357,952	長期未払費用（退職給付）	587,965	役員退職慰労引当金	296,132	その他	35,275	小計	1,277,324		1,668,455 千円	法定実効税率（調整）	40.69 %	役員賞与等永久に損金に算入されない項目	7.82	その他	△0.24	税効果会計適用後の法人税等の負担率	48.28 %	1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳 繰延税金資産 <table> <tr> <td>未払費用</td><td>505,417 千円</td></tr> <tr> <td>未払事業税</td><td>121,258</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>77,892</td></tr> <tr> <td>小計</td><td>704,568</td></tr> <tr> <td>長期未払費用</td><td>1,459,399</td></tr> <tr> <td>役員退職慰労引当金</td><td>289,736</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>86,117</td></tr> <tr> <td>小計</td><td>1,835,253</td></tr> <tr> <td></td><td>2,539,821 千円</td></tr> </table> 2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。 3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正 該当事項はありません。 4 決算日後に法人税等の税率の変更があった場合のその内容及び影響 平成20年4月30日に「地方法人特別税等に関する暫定措置法」が公布され、事業税の所得割の標準税率が下げられました。この変更による翌事業年度における財務諸表に与える影響は軽微であります。	未払費用	505,417 千円	未払事業税	121,258	その他	77,892	小計	704,568	長期未払費用	1,459,399	役員退職慰労引当金	289,736	その他	86,117	小計	1,835,253		2,539,821 千円
未払費用（株式従業員報酬）	101,010 千円																																																
未払費用（駐在員税額補助）	56,916																																																
未払費用（賞与）	194,873																																																
その他	38,332																																																
小計	391,131																																																
長期未払費用（株式従業員報酬）	357,952																																																
長期未払費用（退職給付）	587,965																																																
役員退職慰労引当金	296,132																																																
その他	35,275																																																
小計	1,277,324																																																
	1,668,455 千円																																																
法定実効税率（調整）	40.69 %																																																
役員賞与等永久に損金に算入されない項目	7.82																																																
その他	△0.24																																																
税効果会計適用後の法人税等の負担率	48.28 %																																																
未払費用	505,417 千円																																																
未払事業税	121,258																																																
その他	77,892																																																
小計	704,568																																																
長期未払費用	1,459,399																																																
役員退職慰労引当金	289,736																																																
その他	86,117																																																
小計	1,835,253																																																
	2,539,821 千円																																																

（関連当事者との取引）

第12期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)											
親会社及び法人主要株主等											
属性	会社等の 名称	住所	資本金 又は出 資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有（被所 有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社	ザ・ゴール ドマン ・サック ス・グ ループ・ インク	アメリ カ合衆国 ニュー ヨーク 市	9,396 百万ドル	持株会社	被所有 直接 1% 間接 99%	—	株式従 業員報 酬の配 賦	株式従業員報 酬の配賦等 (注1)	470,132	未払費用 長期未 払費用	197,250 901,792
親会社	ゴールド マン・ サックス ・アセ ット・マ ネジメン ト・エル ・ピー	アメリ カ合衆国 ニュー ヨーク 市	97 百万ドル	投資顧問業	被所有 直接 99%	—	投資助 言	その他営業収 益(注2) 委託調査費の 支払(注2)	2,573,043 3,125,717	未収入 金	126,314

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）持株会社の株価及び付与された株数に基づき、算出し配賦されております。

（注2）その他の営業収益及び委託調査費の支払に関しては、関係会社間の契約に基づき、決定しております。

役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金 又は出 資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有（被所 有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額 （千円）	科目	期末残高 （千円）
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社の子会社	ゴールドマン・サックス証券株式会社（注1）	東京都港区	83,616 百万円	証券業	—	—	事務委託	支払手数料 事務委託費の支払（注2）	648,250 757,456	立替金 未払手数料 未払費用	4,465 73,478 118,504
親会社の子会社	ゴールドマン・サックス・ジャパン・ホールディングス有限会社	東京都港区	100,000 千円	ゴールドマン・サックス・グループ人事・総務・施設管理業務受託	—	—	従業員出向受入	出向者に関する人件費等の負担金（注3）	6,176,932	未払費用 長期未払費用	1,469,835 1,972,653

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）ゴールドマン・サックス証券株式会社は平成18年10月1日付けでゴールドマン・サックス・ジャパン・リミテッド東京支店の事業全部の譲渡を受けました。したがって取引金額は譲渡前のゴールドマン・サックス・ジャパン・リミテッド東京支店との取引金額を含んでおります。

（注2）事務委託費の支払に関しては、関係会社間の契約に基づき、決定しております。

（注3）ゴールドマン・サックス・ジャパン・ホールディングス有限会社（以下G S J H）より出向している役員及び従業員の給料、賞与、退職金等の支払はG S J Hより行われております。

但し、これらの費用はG S J Hより当社に請求されるものであり、賞与及び退職給付の引当額については、当社においてはG S J Hに対する債務として処理しております。

有価証券報告書（第13期）

第13期 （自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）											
親会社及び法人主要株主等											
属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク	アメリカ合衆国ニューヨーク市	12,408 百万ドル	持株会社	被所有 直接 1% 間接 99%	—	株式従業員報酬の配賦 資金の援助	営業費用及び一般管理費（注1）	114,904	未払費用	123,493
								株式従業員報酬（注1）	270,489	長期借入金	5,000,000
								資金の借入（注2）	5,000,000		
								利息の支払（注2）	18,533	長期未払費用	426,847
親会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー	アメリカ合衆国ニューヨーク市	270 百万ドル	投資顧問業	被所有 直接 99%	—	投資助言	運用受託報酬（注3）	1,235,724	未収収益	384,791
								その他営業収益（注3）	1,738,458		
								委託調査費の支払（注3）	1,666,202		

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）持株会社の株価及び付与された株数に基づき、算出し配賦されております。

（注2）親会社からの資金の借入れについては、市場金利を勘案して決定しており、返済条件は期間2年としております。

なお担保は差し入れておりません。

（注3）運用受託報酬、その他営業収益及び委託調査費の支払に関しては、関係会社間の契約に基づき、決定しております。

役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

第13期
(自 平成19年4月1日
至 平成20年3月31日)

兄弟会社等

属性	会社等の 名称	住所	資本金 又は出 資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有（被所 有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社 の子会 社	ゴールド マン・ サックス 証券株式 会社	東京都 港区	83,616 百万円	金融商品取 引業	—	—	業務委 託	支払手数料	496,038	未払手 数料	47,322
								兼務従業員の 人件費等の支 払（注1）	1,121,058	未払費 用	112,477
親会社 の子会 社	ゴールド マン・ サックス ・ジャパ ン・ホー ルディン グス有限 会社	東京都 港区	100,000 千円	ゴールドマ ン・サック ス・グルー プ人事・総 務・施設管 理業務受託	—	—	従業員 出向受 入等	出向者に関す る人件費等の 負担金 （注2）	7,250,898	未払費 用	2,991,784
								営業費用及 び一般管理 費		長期未 払費用	3,342,911
								株式従業員 報酬	170,066		
親会社 の子会 社	ゴールド マン・ サックス ・アンド ・カンパ ニー	アメリ カ合衆国 ニューヨ ーク市	6,247 百万ドル	証券業	—	—	現金の 預託	受取利息	23	預け金	823,248
親会社 の子会 社	ゴールド マン・ サックス ・グロー バル・サ ービス・ IIリミ テッド	ケイマ ン諸島	25 百万ドル	ゴールドマ ン・サック ス・グルー プ人事業務 受託	—	—	従業員 出向受 入	出向者に関す る人件費等の 負担金 （注2）	548,135	未払費 用	375,438
								営業費用及 び一般管理 費			
								株式従業員 報酬	20,069		

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）兼務従業員の人件費等の支払に関しては、関係会社間の契約に基づき、決定しております。

（注2）ゴールドマン・サックス・ジャパン・ホールディングス有限会社（以下GSJH）または、ゴールドマン・サックス・グローバル・サービスII・リミテッド（以下GS2L）より出向している役員及び従業員の給料、賞与、退職金等の支払はGSJH、GS2Lより行われております。

但し、これらの費用はGSJH、GS2Lより当社に請求されるものであり、賞与及び退職給付の引当額については、当社においてはGSJH、GS2Lに対する債務として処理しております。

（１株当たり情報）

第12期 （自 平成18年４月１日 至 平成19年３月31日）		第13期 （自 平成19年４月１日 至 平成20年３月31日）	
１株当たり純資産額	1,708,631円61銭	１株当たり純資産額	2,198,763円08銭
１株当たり当期純利益金額	457,466円23銭	１株当たり当期純利益金額	498,759円23銭
損益計算書上の当期純利益	2,927,783千円	損益計算書上の当期純利益	3,192,059千円
１株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式に係る当期純利益	2,927,783千円	１株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式に係る当期純利益	3,192,059千円
差額	—	差額	—
期中平均株式数		期中平均株式数	
普通株式	6,400株	普通株式	6,400株
なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、新株予約権付社債等潜在株式がないため記載していません。		同左	

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

1. 中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

区分	注記 番号	第14期中間会計期間末 (平成20年9月30日)	
		金額	構成比
(資産の部)		千円	%
I 流動資産			
現金・預金		22,515,231	
支払委託金		26	
前払費用		64,532	
未収委託者報酬		1,710,743	
未収運用受託報酬		1,251,964	
未収収益		2,335	
立替金		182,608	
預け金		42	
繰延税金資産		618,054	
流動資産計		26,345,538	88.1
II 固定資産			
無形固定資産		227,206	
投資その他の資産			
投資有価証券		1,573,202	
繰延税金資産		1,730,208	
その他		34,959	
投資その他の資産計		3,338,369	
固定資産計		3,565,575	11.9
資産合計		29,911,114	100.0

区分	注記 番号	第14期中間会計期間末 (平成20年9月30日)	
		金額	構成比
(負債の部)		千円	%
I 流動負債			
預り金		8,377	
未払金		673,882	
未払費用		3,999,500	
役員賞与引当金		28,777	
未払法人税等		727,750	
その他	* 1	8,494	
流動負債計		5,446,783	18.2
II 固定負債			
長期未払費用		3,171,290	
長期借入金		5,000,000	
役員退職慰労引当金		987,931	
その他固定負債		650	
固定負債計		9,159,872	30.6
負債合計		14,606,656	48.8
(純資産の部)			
I 株主資本			
資本金		490,000	1.6
資本剰余金			
資本準備金		390,000	
資本剰余金合計		390,000	1.3
利益剰余金			
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金		14,676,421	
利益剰余金合計		14,676,421	49.1
株主資本合計		15,556,421	52.0
II 評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金		△251,963	－0.8
評価・換算差額等合計		△251,963	－0.8
純資産合計		15,304,458	51.2
負債・純資産合計		29,911,114	100.0

(2)中間損益計算書

区分	注記 番号	第14期中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	
		金額	百分比
I 営業収益		千円	%
委託者報酬		7,838,989	
運用受託報酬		2,627,909	
その他営業収益		670,345	
営業収益計		11,137,244	100.0
II 営業費用及び一般管理費	* 1	8,900,268	79.9
営業利益		2,236,976	20.1
III 営業外収益	* 2	335,207	3.0
IV 営業外費用	* 3	105,310	0.9
経常利益		2,466,873	22.1
V 特別損益		—	0.0
税引前中間純利益		2,466,873	22.1
法人税、住民税及び事業税		710,534	6.4
法人税等調整額		326,815	2.9
中間純利益		1,429,523	12.8

(3) 中間株主資本等変動計算書

第14期中間会計期間（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）

	株主資本				評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		資本準備金	その他利益剰余金				
			繰越利益剰余金				
平成20年3月31日残高(千円)	490,000	390,000	13,246,898	14,126,898	△54,814	△54,814	14,072,083
中間会計期間中の変動額							
中間純利益			1,429,523	1,429,523			1,429,523
株主資本以外の項目の 中間会計期間中の変動額（純額）					△197,149	△197,149	△197,149
中間会計期間中の変動額 合計（千円）	—	—	1,429,523	1,429,523	△197,149	△197,149	1,232,374
平成20年9月30日残高(千円)	490,000	390,000	14,676,421	15,556,421	△251,963	△251,963	15,304,458

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	第14期中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
1. 資産の評価基準及び評価方法	有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。
2. 固定資産の減価償却の方法	無形固定資産 定額法により償却しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。
3. 引当金の計上基準	役員賞与引当金 役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当事業年度における支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。
	役員退職慰労引当金 役員退職慰労金の支出に備えて、当社内規に基づく当中間会計期間末要支給見積額を計上しております。
	貸倒引当金 貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
4. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	株式報酬の会計処理方法 役員及び従業員に付与されております、ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク株式に係る報酬については、企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第11号「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」に準じて、権利付与日公正価値及び付与された株数に基づき計算される費用を権利確定計算期間にわたり人件費（営業費用及び一般管理費）として処理しております。また、ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクおよびゴールドマン・サックス・ジャパン・ホールディングス有限会社との契約に基づき当社が負担する、権利付与日以降の株価の変動により発生する損益については営業外損益として処理しております。
	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

表示方法の変更

項目	第14期中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
中間貸借対照表関係	運用受託報酬の未収勘定は、前中間期まで「未収収益」として表示しておりましたが、当中間期より「未収運用受託報酬」として表示しております。
中間損益計算書関係	運用受託報酬は、前中間期まで「その他営業収益」に含めて表示しておりましたが、当中間期より「運用受託報酬」として区分掲記しております。

注 記 事 項
(中間貸借対照表関係)

項目	第14期中間会計期間末 (平成20年9月30日)
＊1 消費税等の取扱い	控除対象の仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、流動負債の「その他」として表示しております。

(中間損益計算書関係)

項目	第14期中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	
＊1 減価償却実施額	無形固定資産	23,622千円
＊2 営業外収益のうち主要なもの	株式従業員報酬	301,765千円
＊3 営業外費用のうち主要なもの	有価証券売却損	54,949千円
	為替差損	30,915千円
	支払利息	19,444千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第14期中間会計期間（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末株式数 (株)	当中間会計期間増加 株式数 (株)	当中間会計期間減少 株式数 (株)	当中間会計期間末株 式数 (株)
発行済株式				
普通株式	6,400	—	—	6,400
合計	6,400	—	—	6,400

（リース取引関係）

第14期中間会計期間（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）

注記すべきリース取引を行っていないため、該当事項はありません。

（有価証券関係）

第14期中間会計期間末（平成20年9月30日）

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価（千円）	中間貸借対照表計上額 （千円）	差額（千円）
投資信託受益証券	1,998,026	1,573,202	△424,824

（デリバティブ取引関係）

第14期中間会計期間（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）

当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

（１株当たり情報）

第14期中間会計期間 (自 平成20年４月１日 至 平成20年９月30日)	
１株当たり純資産額	2,391,321.59円
１株当たり中間純利益金額	223,363.07円
なお、潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額については、新株予約権付社債等潜在株式がないため記載して おりません。	
(１株当たり中間純利益金額の算定上の基礎)	
中間損益計算書上の中間純利益	1,429,523千円
１株当たり中間純利益金額の算定に用いられた普通株式に係る中間純利益	1,429,523千円
差 額	—
期中平均株式数	
普通株式	6,400株

（重要な後発事象）

第14期中間会計期間（自平成20年４月１日 至平成20年９月30日）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

- (1) 委託会社に関し、定款の変更、営業譲渡および営業譲受、出資の状況その他の重要な事項は予定されておりません。
- (2) 本書提出日現在の前1年以内において、訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を及ぼした事実および重要な影響を及ぼすことが予想される事実は存在しておりません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 投資顧問会社

(2007年11月末日現在)

名称	資本金の額	事業の内容
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー (G S A Mニューヨーク)	268.2百万米ドル (29,542百万円 1米ドル=110.15円)	G S A Mニューヨークは、米国において、内外の有価証券等に係る投資顧問業務およびその他付帯関連する一切の業務を営んでいます。

(2) 受託銀行

(2008年3月末日現在)

名称	資本金の額	事業の内容
三菱U F J 信託銀行株式会社	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(3) 販売会社

(2008年3月末日現在)

名称	資本金の額	事業の内容
野村證券株式会社	10,000百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を中心としたサービスを提供しています。

2【関係業務の概要】

(1) 投資顧問会社

G S A Mニューヨークは本ファンドの投資顧問会社であり、本ファンドに関し、委託会社より信託財産の運用の指図に関する権限の委託を受けて投資判断、発注等を行っています。

(2) 受託銀行

本ファンドの受託者として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。

(3) 販売会社

ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行います。

3【資本関係】

(1) 投資顧問会社

G S A Mニューヨークおよび委託会社はいずれもザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクの子会社です。G S A Mニューヨークは、委託会社の発行済株式総数の99%を所有する親会社です。

(2) 受託銀行

該当事項はありません。

(3) 販売会社

該当事項はありません。

第３【参考情報】

当計算期間において提出した書類は以下のとおりです。

2008年10月10日	有価証券報告書
2008年10月10日	有価証券届出書

独立監査人の監査報告書

平成20年8月27日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 大畑 茂

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村ファンドラップ オルタナティブ G S グローバル・マーケット・ストラテジーの平成20年1月22日から平成20年7月22日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村ファンドラップ オルタナティブ G S グローバル・マーケット・ストラテジーの平成20年7月22日現在の信託財産の状況及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注1）上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

（注2）財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成19年6月25日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 大畑 茂

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第12期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の平成19年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(※) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成21年2月26日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大畑 茂
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村ファンドラップ オルタナティブ G S グローバル・マーケット・ストラテジーの平成20年7月23日から平成21年1月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村ファンドラップ オルタナティブ G S グローバル・マーケット・ストラテジーの平成21年1月20日現在の信託財産の状況及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注1）上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

（注2）財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年6月24日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 大畑 茂

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第13期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（※）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成20年12月3日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 大畑 茂

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第14期事業年度の中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の平成20年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。